

多様な主体で支える地域の里地里山づくり

～里地里山における「新たな共同管理」推進のための手引き～

(仮称)

構 成 案

目 次

I	本手引き作成の背景と目的	1
1.	里地里山の現状と保全活用の重要性	1
2.	本手引き作成の目的	2
II	里地里山における共同管理	3
1.	里地里山における「共同管理」の移り変わり	3
2.	「新たな共同管理」のすすめ	5
3.	新たな共同管理の推進に向けた都道府県・政令指定都市の役割	8
III	新たな共同管理の推進（実践の手引き）	11
1.	実践メニュー	11
2.	取組の推進体制	33
	参考資料	35
1.	共同管理の既存取組に関する参考事例	35
2.	国及び助成団体による地方自治体・活動団体等向け支援策一覧	39
3.	用語解説	41

I 本手引き作成の背景と目的

1. 里地里山の現状と保全活用の重要性

<自然と人の共生関係が育む里地里山の恵み>

里地里山は、農地、ため池、樹林地、草原など多様な自然環境を有する地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、国土の約4割を占めるといわれています。国内の里地里山に見られる豊かな自然環境は、長年にわたる人と自然のかかわりを通じて形成され維持されてきたものであり、多様な生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、水源かん養や国土保全、文化の伝承等の観点からも重要な役割を果たす場所であるといえます。

<人の関わりの減少と里地里山の変化>

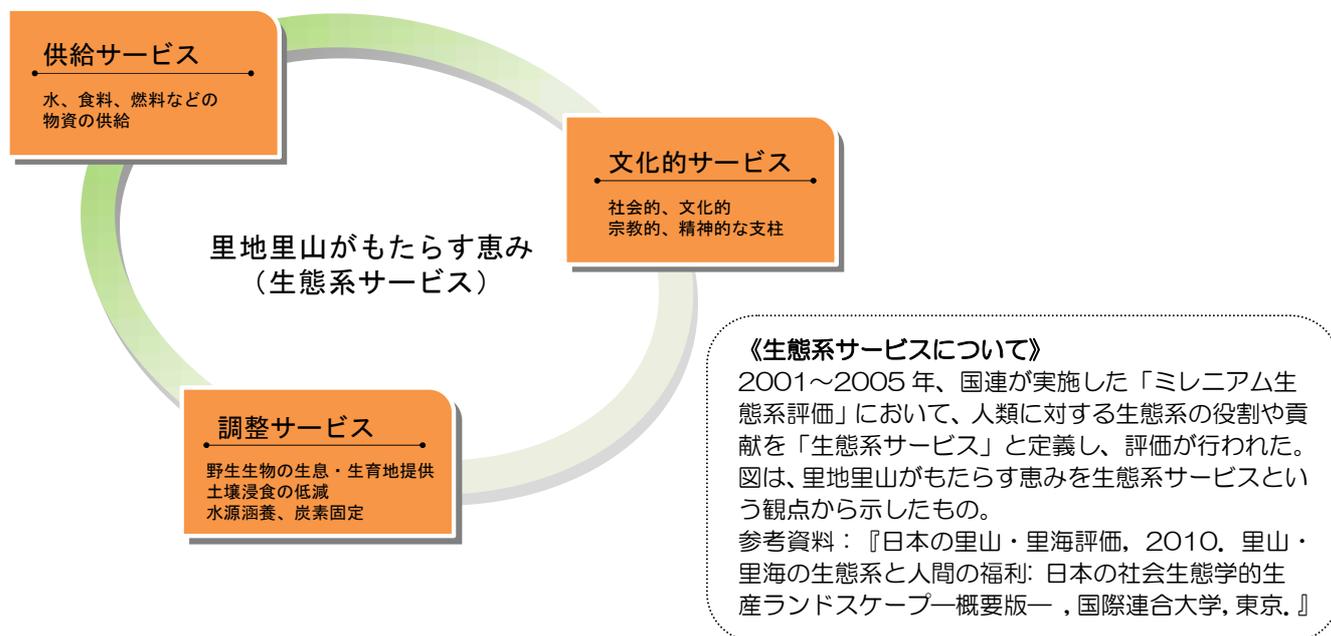
しかし、近年の産業構造や人々の生活の変化、中山間地域の人口流出や高齢化等により、人の手が入らなくなった里地里山が増え、自然資源の循環が少なくなり、里地里山の自然環境は変化しました。その結果、里地里山特有の生物多様性の劣化が顕著になるとともに、地域のくらしの智慧や文化の伝承が途絶えはじめ、里地里山が従来果たしてきた役割が低下することにより、自然の恵みを得る機会も失われつつあります。

こうした里地里山の崩壊が中山間地域の活力低下を招き、さらに崩壊が進むという負の循環により、里地里山によってもたらされていた安全で豊かなくらしの消失も懸念されます。

<里地里山の保全活用の重要性>

このように、里地里山の適切な維持管理は、地域の活力維持はもとより、安全で豊かな暮らしの維持という面では、広く都市住民もその恩恵を享受していることになると言えます。

そのため、里地里山の恵みを将来に受け継いでいくためには、生物多様性保全や農山村振興などのさまざまな取組とも連携を図りつつ、これまでの枠組みにとらわれない新たな方法で地域の里地里山保全活用に効果的に推進していくことが求められています。



2. 本手引き作成の目的

里地里山は、それぞれが多様な自然条件・社会条件のもと形成されてきた場所です。このため里地里山の保全活用は各地域の特性や個性を活かしながら進めることが重要であり、そのためにも、地域が主体となってその価値を見だし、積極的に保全活用の取組を展開していくことが望ましいと考えます。

また近年、里地里山は、従来の担い手である農林業者や地域コミュニティだけではその維持管理が困難となっていることから、「新しい公共^{※1}」の広がりともあいまって、都市住民や企業など多様な主体が関わることによる里地里山の保全活用への取組が各地で始まっています。こうした動きは、全国的な人口減少社会の到来からみても必要不可欠であり、今後は、里地里山の自然資源を共有の恵みと捉え、その中で「新たな共同管理^{※2}」によって多様な主体が地域の里地里山づくりを支えていくという考え方のもと、各種施策を講じていくことが必要になります。

そのために必要な制度や支援組織の整備、推進計画や指針等の策定などを担う都道府県・政令指定都市の役割は重要であり、本手引きの活用により、多様な主体を巻き込んだ地域ならではの里地里山づくりの取組が推進されることを期待します。

手引き対象：都道府県・政令指定都市

都道府県・政令指定都市に期待する役割：

- * 地域の里地里山に必要な人手や資金等がまわるよう、地域内外の多様な主体の参加・協力を促し、仲介する。
- * 地域の活動団体等による自発的取組が活発化するよう、必要な費用、機械、技術ノウハウなどについて比較的規模の大きい直接的支援を行う。
- * 都道府県レベルで地域の里地里山保全に向けた「新たな共同管理」の取組の方向性を示すことで、その他市町村をはじめ地域全体へ効果を波及させる。

主な活用方法：

●里地里山における「新たな共同管理」の意義（必要性）の普及を図る⇒手引きⅠ・Ⅱ章

- ・里地里山保全活用の重要性から「新たな共同管理」の意義（必要性）について整理していますので、取組推進に向けた関係者の認識共有、多様な主体の参加・協力促進のための普及ツールとして活用ください。

●里地里山における「新たな共同管理」の推進に向けた実践の手引きとする⇒手引きⅢ章

- ・「新たな共同管理」は、その仕組みも多様であることから、本手引きでは、実践メニューとして取組推進のためのさまざまな手法をとりまとめており、地域の実情に応じた手法の検討もできるようになっています。
- ・また、取組の実践にあたり参考となる推進体制についてもとりまとめています。
- ・実践手引きの中では、各地の先進的な事例や国等の支援策も掲載していますので、参考資料と合わせてご覧ください。

※1 新しい公共：人々の支え合いと活気のある社会を作ることに向け、「国民、市民団体や地域組織」「企業やその他の事業体」「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する場。（『「新しい公共」宣言』より抜粋）

※2 新たな共同管理：里地里山の資源を生態系サービスなど多面的機能から人々の「共有の恵み」と位置付け、多様な主体の連携によって保全活用するしくみ。日本の里地里山を支えるしくみの一つである「入会による共同管理」に着目し、新たな形の入会、すなわち「共有の恵み」の享受のために、都市住民や企業など多様な主体が緩やかな共同体として里地里山の保全活用に関わるしくみを作ることにより、継続的な維持管理が行われること。

II 里地里山における共同管理

1. 里地里山における「共同管理」の移り変わり

<里地里山の維持管理：「入会（いりあい）」のしくみへの着目>

日本の里地里山は、地域住民のくらしの営みの中で維持管理されてきた場所であり、里山林や草地、ため池などを共同で管理することでエネルギーや肥料を得て、それらを自分の田畑や家で利用していました。

なかでも、里地里山から得られる資源を地域における共有の資源とし、入会（いりあい）慣行による共同利用によって地域の里地里山を支えるというしくみは特徴的です。入会地では、地域の資源を地域住民が共同で管理、利用しますが、その際、資源利用をめぐる積み重ねられてきた共同体的規則（暗黙の権利・義務関係を伴う）が守られることにより、持続的な資源利用が継続されてきました。（＝伝統的入会のしくみ）

しかし、入会地が農業や生活において必要とされなくなり、利用されなくなったことにより、入会が衰退し、有効な管理がなされない土地が多くなっています。この結果、前述のような生物多様性の劣化を始めとする様々な問題が発生するとともに、地域の里地里山の管理・利用を仲立ちとして固められていた伝統的コミュニティの絆が薄れ、集落の活力低下にもつながっています。

<多様な恵みや機能に着目した里地里山保全の始まり>

現代社会において里地里山は、農林業資源として「共同で管理・利用するための土地」という捉え方から、その多様な恵みや多面的機能を重視し「活用することで維持し保全する」対象という考え方にシフトしてきたといえます。そうした価値観の転換は、都市周辺を中心に、NPO等の活動団体や企業など新たな主体による自然とのふれあいや体験、景観の保全などの観点からの里地里山の価値認識、保全活動の活発化からも見てとれます。

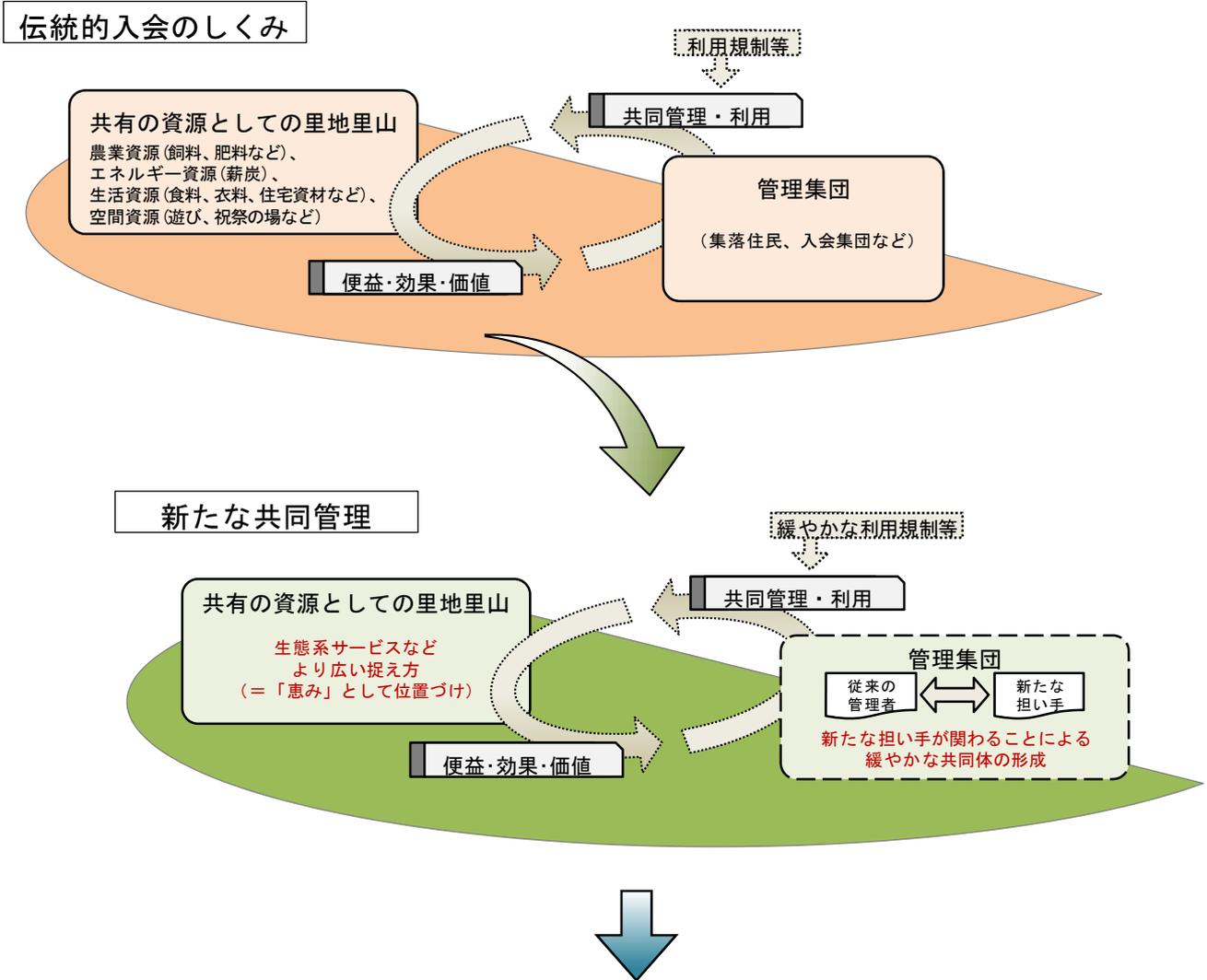
また、人口減少や高齢化の進行などにより、これまで里地里山の維持を担ってきた農家や地域コミュニティだけがその役割を引き続き担うことは困難になっていることから、行政や活動団体、企業や大学等、多様な主体の参画による里地里山の保全活用の取組が多数見られるようになっており、これらの主体は「新たな担い手」と考えることができます。

<そして、里地里山の「新たな共同管理」へ>

里地里山の保全活用においては、人と自然のかかわりが鍵となりますが、社会状況が大きく変化した現代における里地里山への人々の関わり方の変化から、今一度、長い歴史の中で培われてきた「共同管理」の観点から里地里山の維持を見直すことは有効かもしれません。

すなわち、現代社会の価値観に合わせ、多様な主体が関わる根拠として里地里山の資源を生
態系サービスなど多面的機能から「共有の恵み」として位置づけ、土地の所有にはこだわらず、
「新たな担い手」の力を取り入れて緩やかな共同体を形成し、共同で利用と管理を行う「新
たな共同管理」によって、地域の里地里山が保全され、さらに新しい共同性が育っていくことが望まれます。

図11-1 里地里山における「共同管理」の捉え方



「新たな共同管理」の推進により実現される里地里山のイメージ

- 健全な農地の生態系を活かして農家の人たちと地域の学校の生徒たちが一緒に生物の調査を行い、地域の中の豊かな人のつながりが生まれている。
- 二次林・人工林・農地などが一体となった里地里山では、多様な土地利用・資源利用と都市住民をはじめとした多様な主体の連携・協働を通じて、さまざまなタイプの生態系が混在する状態が復活している。
- 風景が美しく保たれ、それに惹かれて移り住んできた都市住民や外国からの観光客などが増え、エコツーリズムの浸透もあって生き生きとした地域づくりが実現している。
- 里地里山の価値が広く国民に認識され、公的または民間の資金やボランティアにより維持管理の一部が支えられるようになっていく。

『生物多様性国家戦略2012～2020』

(自然共生社会における国土のランドデザイン「(里地里山・田園地域) 望ましい地域のイメージ」より抜粋)

2. 「新たな共同管理」のすすめ

(1) 「新たな共同管理」のタイプ分類

多様な主体の参画による里地里山保全活用の取組は、地方自治体等によって各地で展開されているところですが、取組の形態は地域の里地里山の状況や事業の目的等によりさまざまです。

各地の事例等を参考に、受入れ側の地域の活力の程度やニーズ、都市住民等の新たな担い手側のニーズに着目し、それらをつなぐしくみを「新たな共同管理」として分析した結果、図Ⅱ-2に示すように大きく6つに分類できました。この分類では、新たな担い手が労力や資金を提供して直接的に活動に参加するものから、寄付等により結果的に活動支援につながっているもの（間接的参加）まで、幅広い形を含んでいます。図Ⅱ-3では、6つの分類ごとに、「新たな共同管理」の推進にかかわる受入れ側の地域や新たな担い手（＝主体）のニーズ（メリット）、活動の継続性確保のために必要な条件（＝継続要件）について整理しています。

なお実際には、①～⑥は組み合わせて実施されるケースが多いと考えられます。また、ここで示しているのは原型であり、里地里山の立地条件や地方自治体によって具体的なニーズや関わり方は変化します。各分類の詳細については、Ⅲ章や参考資料を参照してください。

図Ⅱ-2 「新たな共同管理」の分類と特徴

		分類	特徴
地域の集落等による維持管理が可能	里地里山の維持管理を担う従来の管理者※に、必要な労力・資金を提供するしくみ	①人材確保・育成型	ボランティアや活動指導者などの育成・導入により労力を確保し、地域の主導的管理に対して支援を行う
		②基金・資金援助型	特定目的のもとで公的機関が設置する基金等に個人や企業が資金を供出し、地域に管理を委ねる
維持管理が困難	参加機会の拡大により、幅広い対象から資金確保を行うしくみ	③消費活動参加型	地域の産品に対する消費活動を通じて市民等が間接的に管理に参加し、生産者に資金還流する
		④税等による一律費用負担型	広く里地里山の恵みを楽しんでいるという考え方のもと一般市民に税等の形で管理に対する費用負担を求める
	新たな担い手※に、主導的に地域の里地里山の維持管理を担ってもらおうしくみ	⑤活動協定・活動認定型	所有者・担い手それぞれのニーズを協定締結や第三者の仲介のもとに結びつけ、新たな担い手による維持管理を促進する
		⑥管理契約型	自然資源の利用や土地利用などによる受益の権利も得ながら、一定のルールの下で新たな担い手に、主導的に管理を担ってもらおう

※4ページの図（新たな共同管理）参照

図11-3 「新たな共同管理」推進にあたっての各主体のニーズ、継続要件

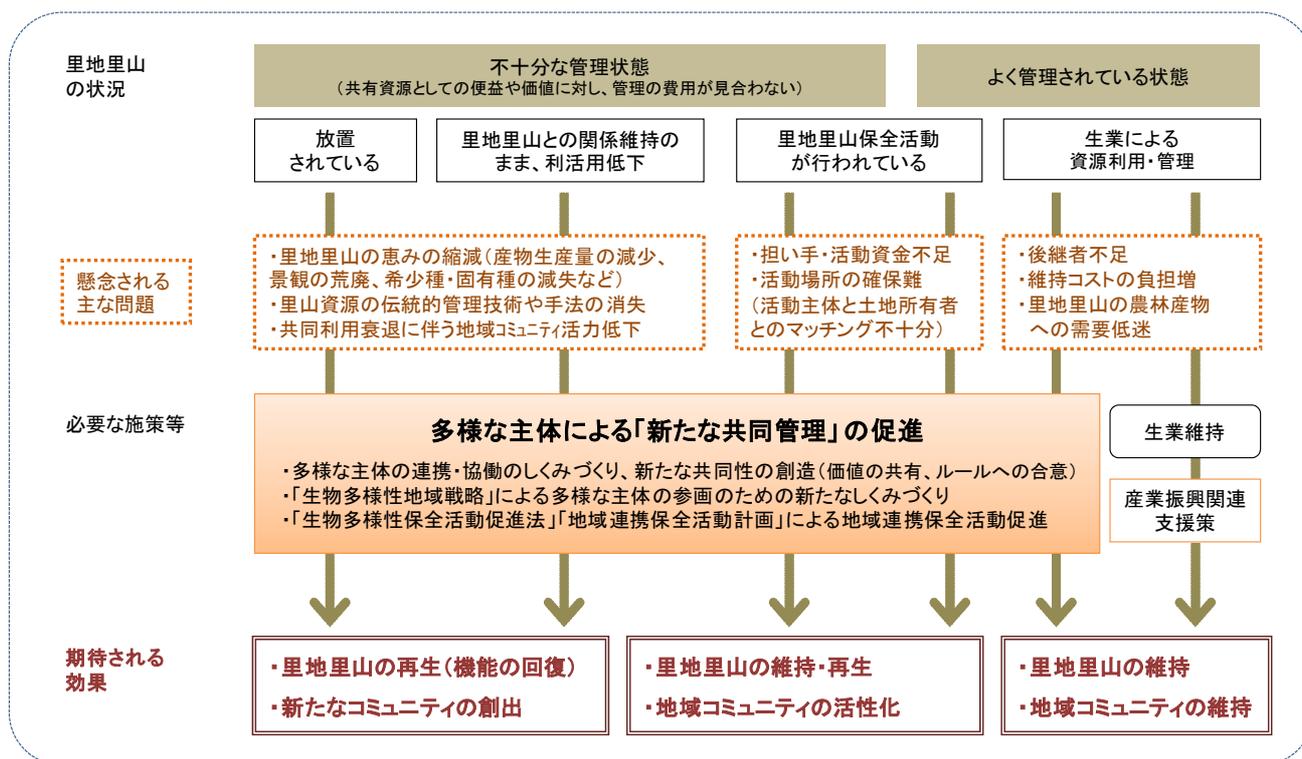
分類	主体別のニーズ（メリット）		継続要件
	地域（受入れ側）	新たな担い手	
①人材確保・育成型	里地里山維持管理のための人手確保	<p>個人：保全活動による達成感・充実感、自然体験等</p> <p>活動団体：活動の場確保による活動継続・拡大</p> <p>企業：地域・社会貢献</p> <p>学校：環境教育等の場の確保、地域貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の管理技術水準の確保 ・参加動機継続のための対応や支援 ・サポートする中間的組織の介入
②基金・資金援助型	里地里山維持管理のための資金確保	<p>個人：里地里山保全への協力による充実感（社会貢献）</p> <p>企業等：地域・社会貢献、所得税控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的・対象地等の明確化による寄付等への賛同
③消費活動参加型	里地里山維持管理のための資金確保	<p>個人：安心・安全な農林産物の購入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山農林産物の生産・購買の意欲向上に結びつく流通のしくみ
④税等による一律費用負担型		<p>地域（流域など）全体：里地里山の恵みの享受</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い合意形成 ・公正で透明性の高い資金配分のしくみ
⑤活動協定・活動認定型	里地里山活用のための管理の担い手確保	<p>活動団体：活動の場や活動支援の確保による活動継続・拡大</p> <p>企業等：地域・社会貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の確保 ・双方の信頼関係確立 ・新たな担い手の活動目的に応じた適切な支援
⑥管理契約型		<p>個人：農林産物等の獲得、資源利用による収益</p> <p>地域全体：良好な景観保全</p> <p>自治体：生物多様性等の観点から重要な地域の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間組織（地元支援グループ等）の設置・運営維持 ・対象地の確保

(2) 「新たな共同管理」の役割

里地里山の理想的な姿とは、人の手が加わりよく管理されている状況ですが、現実上は、里地里山の管理にかかる様々な費用に対して得られる効果の低さから、管理が十分行き届かない里地里山が増加しています。そうした里地里山では、ますます得られる里地里山の恵みが減っていくとともに、伝統的な資源管理技術・手法が途絶えてしまったり、地域コミュニティの活力低下といった問題が懸念されます。また、生業等で比較的良好に維持管理されてきた里地里山についても、今後は後継者不足や維持管理コストの増大等の問題が懸念されます。

こうした地域の里地里山が抱える課題に対して、これからは、図II-4のとおり多様な主体の連携・協働、新たな共同性の創造による「新たな共同管理」のしくみづくりが重要なポイントになるといえます。それによって里地里山の維持・再生が進むだけでなく、多様な主体の参画を通じて里地里山の価値が再認識され、広く活動への理解・協力、参加意識の醸成が期待されるとともに、地域でさまざまな活動が展開されることで地域コミュニティの活性化なども期待されます。

図II-4 地域の里地里山の問題への幅広い対応が期待される「新たな共同管理」



3. 新たな共同管理の推進に向けた都道府県・政令指定都市の役割

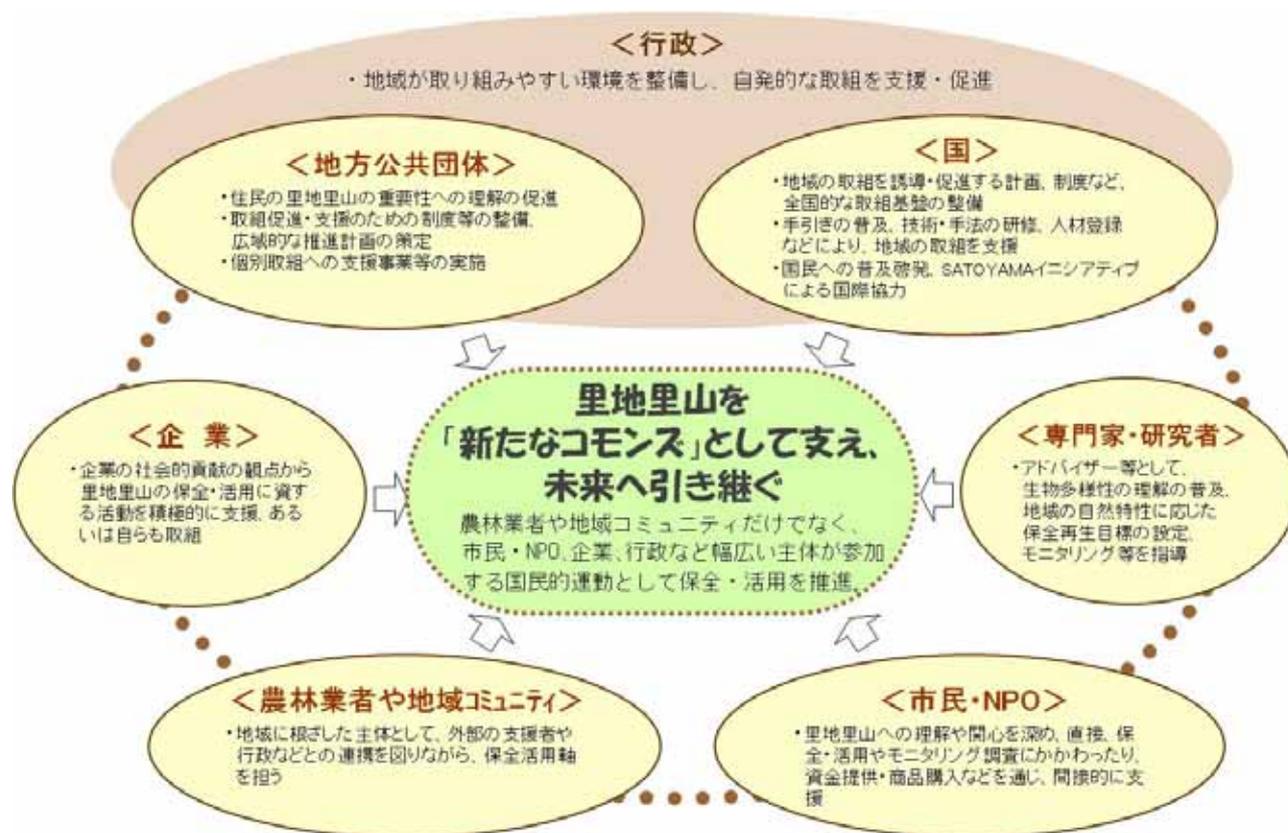
(1) 里地里山の保全活用における関係主体の主な役割

多様な主体で里地里山の保全活用を進めるための、関係主体とその主な役割は図II-5のとおりです。

関係主体の役割については、『里地里山保全活用行動計画』の保全活用の基本方針において、「今後の里地里山の保全活用は、農林業者や地域コミュニティだけでなく地域住民、NPO、企業、行政などの幅広い主体の参加を促しつつ、国民的運動として進めていくことが重要になっています。」と記載されているとおり、それぞれの立場から図に示すような役割を分担していく必要があります。

国と地方公共団体という行政の役割は、地域が取り組みやすい環境を整備し、自発的な取組を支援・促進することであり、その他各主体の役割も認識したうえで、効果的に取組への参画を促していくことが求められます。

図II-5 関係主体の主な役割



『里地里山保全活用行動計画』（5. 保全活用の基本方針（1）各主体の役割分担より転載）

注※「新たなコモンズ」：多様な主体で負担と恵みを共有することで維持管理される土地（里地里山）

(2) 新たな共同管理の推進のための行政の役割分担

実際に新たな共同管理に取り組むといった場合、地域の実情に応じてきめ細やかに動けるのは、市町村あるいはNPO等活動団体であると考えます。対して都道府県レベルでは、地域の里地里山に対する幅広い支援獲得に向け、都市住民等の支援へのニーズと地域の受入れニーズを把握し、それらを結び付けていく役割が求められます。また、市町村レベルでは難しい規模の大きな資金面での支援や、専門的知識を持った人材の派遣、情報提供など地域への直接的支援も必要です。また、そうした仲介や直接的支援を行うにあたって、財源確保や取組方針を示す計画策定といった地域の取組促進のための基盤づくり、さらに、企業や都道府県民一人ひとりに参加・協力を促すための普及啓発なども必要になります。国は、こうした都道府県・市町村の取組が促進されるよう、必要な技術支援や、より広域的な観点での情報提供や普及啓発などを行っていきます。

このようなことから、新たな共同管理推進に向けた取組の大きな柱を以下のように考えます。

新たな共同管理の推進のための取組の柱

- **関係者を結びつけるしくみづくり**
- **地域の自発的取組への直接的支援**
- **地域の取組促進のための基盤づくり**
- **広く参加・協力を促すしくみづくり**

図Ⅱ－6では、上記の取組の柱に対応した行政（国／都道府県・政令指定都市／市町村）の役割を整理し、「行政の役割分担からみる都道府県・政令指定都市の役割」として示しています。

地域の里地里山の保全活用を進めるにあたり、都道府県や市町村の役割は大きく、それぞれの立場を活かした取組を行うことで、地域主体でより効果的に取組が進むことが望まれます。

図11-6 行政の役割分担からみる都道府県・政令指定都市の役割

取組の柱	国	都道府県・政令都市	その他市町村
関係者を結びつけるしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 全国レベルの連携の場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> * 関係者の仲介（マッチング、協定締結） * 関係者間のネットワーク構築 	<ul style="list-style-type: none"> * 関係者の仲介・斡旋（協定締結促進、情報提供、地権者との調整） * 交流の場の設置 * 地域の活動促進に向けた計画等の策定
地域の自発的取組への直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> * 地方公共団体による体制づくりへの支援（情報提供、指針作成） * 全国の先進事例紹介 	<ul style="list-style-type: none"> * 費用・機材等の助成 * 人材育成・派遣 * 活動フィールドの確保 	<ul style="list-style-type: none"> * 活動の表彰・認証 * 活動団体等への助成 * 人材発掘・育成 * 優良地区の設定、表彰
地域の取組促進のための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> * 里地里山の価値向上（里地里山がもたらす生態系サービスの重要性の評価） 	<ul style="list-style-type: none"> * 安定的財源の確保 * 仲介組織の整備 * 広域的な保全活用計画や条例等の策定 	
広く参加・協力を促すしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 全国レベルの理解醸成・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> * 理解醸成・普及啓発・環境教育 * 参加・協力促進のしくみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> * 理解醸成・普及啓発 * 参加・協力の機会創出、拡大

III. 新たな共同管理の推進（実践の手引き）

1. 実践メニュー

ここから先は、里地里山の共同管理のための実践メニューとして、図Ⅱ-2で整理した共同管理の分類別に、下記の14種類の仕組みや制度について紹介します。

図Ⅲ-1 共同管理のタイプ別の具体的な仕組みや制度

共同管理の分類		共同管理のための 仕組みや制度のタイプ
①人材確保・育成型	ボランティアや活動指導者などの育成・導入により労力を確保し、地域の主導的管理に対して支援を行う	1-1 ボランティア確保 1-2 人材育成
②基金・資金援助型	特定目的のもとで公的機関が設置する基金等に個人や企業が資金を供出し、地域に管理を委ねる	2-1 基金の創設 2-2 トラスト活動 2-3 企業による活動団体や農山村集落への活動支援
③消費活動参加型	地域の産品に対する消費活動を通じて市民等が間接的に管理に参加し、生産者に資金還流する	3-1 農産物認証制度 3-2 地域産材利用促進制度
④税等による一律費用負担型	広く里地里山の恵みを享受しているという考え方のもと一般市民に税等の形で管理に対する費用負担を求める	4-1 法定外目的税 4-2 公的資金による環境保全型の直接支払制度
⑤活動協定・活動認定型	所有者・担い手それぞれのニーズを協定締結や第三者の仲介のもとに結びつけ、新たな担い手による維持管理を促進する	5-1 土地所有者と活動団体を結びつける活動協定の認定 5-2 「企業の森」づくり 5-3 事業等の認定・認証
⑥管理契約型	自然資源の利用や土地利用などによる受益の権利も得ながら、一定のルールの下で新たな担い手に、主導的に管理を担ってもらう	6-1 オーナー制度 6-2 里山公園化による活動拠点の整備

14種類の共同管理のための仕組みや制度のタイプには、それぞれ下記のようなしくみの特徴がみられます。

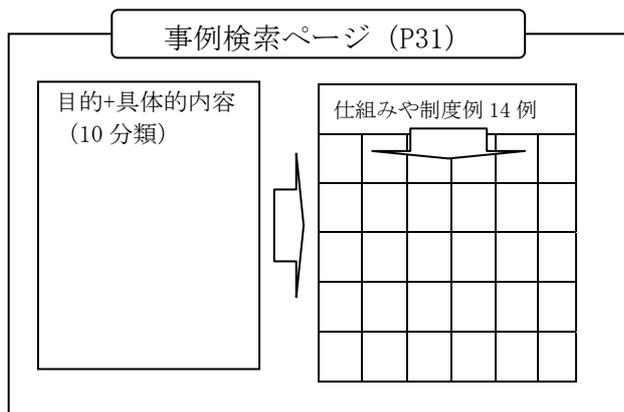
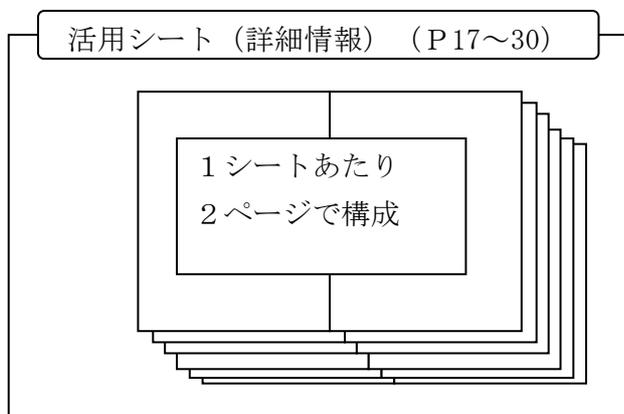
共同管理のための 仕組み・制度のタイプ	取組の概要	ページ
1-1 ボランティア確保	従来の管理者に対し、ボランティアとして必要な労力等を提供するコーディネートのしくみ	17
1-2 人材育成	従来の管理者に代わり、里地里山保全活動のボランティアやそのリーダー、林業就業者を育成するしくみ	18
2-1 基金の創設	里地里山維持管理を安定的に行うため寄付金や募金を集める財源確保のしくみ	19
2-2 トラスト活動	保護する地域を指定して、買い上げや保存契約等により担保した上で管理していくしくみ	20
2-3 企業による活動団体や農山村集落への活動支援	企業に活動団体や農山村集落を紹介し、費用及び人的支援により里地里山保全活動を促進するしくみ	21
3-1 農産物等認証制度	自然環境に配慮した手法を取り入れた農業生産物等を認証することにより、消費活動を通じた市民参加を促進するしくみ	22
3-2 地域産材利用促進制度	当該地域内での地域産材の活用を促すことで、生産者への資金還流を拡大し、人工林の維持管理を促進するしくみ	23
4-1 法定外目的税による財源調達	維持管理された里地里山の恵みの受益者である地域住民による納税を通じた資金提供のしくみ	24
4-2 公的資金による環境保全型の直接支払制度	納税者から集めた資金を農業者へ直接交付し、地球環境保全や生物多様性保全の一環として里地里山の維持管理を推進するしくみ	25
5-1 土地所有者と活動団体を結びつける活動協定の認定	都道府県等が仲立ちして活動団体と土地所有者間で協定を結ばせ活動団体に活動の場を提供するしくみ	26
5-2 「企業の森」づくり	企業が都道府県や市町村等土地所有者と覚書を交わし、企業の名前を冠した森を維持管理するしくみ	27
5-3 事業等の認定・認証	企業、NPO法人等の組織による里山等の保全活動成果の申請に対し、都道府県等が一定の基準に基づき、認定・認証を行うしくみ	28
6-1 オーナー制度	都市住民など新たな担い手が、里地里山の一定区画等に出資して主導的に利用・管理を行うしくみ	29
6-2 里山公園化による活動拠点の整備	維持管理を必要とする土地を里山公園とし指定管理者を置いて利用・管理を委ねるしくみ	30

(1) 活用シートの検索方法

14 種類の共同管理のための仕組みや制度のタイプについて、それぞれ詳細情報を記載した「活用シート」を作成しています。

本活用シートは、上記の仕組みや制度から検索することもできますが、新たな共同管理の促進に向けた施策の目的（里地里山の取組に関して行政（都道府県・政令指定都市）として果たしたい役割に対応—図Ⅱ－6 参照）からもシートを探ることができるようにしてあります。

10 の目的に該当する、共同管理のための仕組み制度のタイプ（14）の中から、利用できそうなもの、役立ちそうなものを検索して、具体的な里地里山の共同管理に関わる活用シート（詳細情報）を見ることができるようになっています。



(2) 里地里山と都市との自然資源の共同管理推進の具体的施策例（里地里山共同管理のタイプ別活用シート）

1) 活用シート（詳細情報）の構造と読み方

- ・ 里地里山の共同管理をタイプ毎に整理し、タイプ毎に概要、目的、参考事例、取組のポイント、関連事例等を紹介しています。
- ・ 1シートあたり、2ページで各仕組みや制度の詳細情報を紹介しています。
- ・ 活用シート（詳細情報）は、基本的に制度や取組の概要を紹介するページ（下図：左ページ）と取組における都道府県及び政令指定都市の役割を具体的に紹介するページ（下図：右ページ）の2部構成となっています。

《活用シートの構造と記載内容》

① 表題：共同管理のタイプ毎に順番と取組・制度の名前を表題として記している。

② 取組や制度の対象となる里地里山の条件のアイコン表示：「分野」「支援タイプ」のそれぞれについて、該当するアイコンを表示している（複数表示もあり）（※：アイコンの意味は後述の通り）。

③ 新たな「共同管理」による受益の形態：表題の共同管理に関わることによって、どのような受益を受けるか、主体ごとに表示している。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

都道府県等の役割は、人手を必要とする里地里山とボランティア活動を希望する都市住民をマッチングさせることである。ボランティア確保において重要な事項は「1. 種別組織（事務局）の設置と情報提供」「2. ボランティアの育成、組織化」の総合的な取組である。

（取組のポイント）

1. 種別組織（事務局）の設置と情報提供
 - まず、都道府県等において、活動対象地域とボランティアの登録受付、情報提供、マッチング業務を行う事務局の設置が必要になる。活動を広く住民に広げ、参加を呼びかけるための関連イベントの開催も必要。
 - 参加者増のための取組として、石川県「いしかわ里山ポイント制度」のようなインセンティブの付与も考えられる。
2. 個人を募る場合は政策的な誘導機能が重要
 - ボランティアの確保としては、①個人を募集する方法、②受け入れ側と登録団体を結びつける方法があるが、個人を募集する場合、森林ボランティア等の危険を伴う活動については、初心者向けの入門講座等を事前に実施したり（1-2参照）、往復への対応や保険加入等の手続きをしたりする必要が有る。
3. ボランティア団体の育成、組織化
 - ボランティア団体については、組織化を図り団体相互の情報交換や交流の場をつくることが活動の継続性に有効である。（例：兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会）

ボランティアと里地里山のマッチングと都道府県等の役割

※下図の赤い箇所が都道府県等の役割。

例1：ボランティア活動希望者（個人）とボランティア活動希望者（個人）のマッチング

例2：ボランティア活動希望者（個人）とボランティア活動希望者（個人）のマッチング

例3：ボランティア活動希望者（個人）とボランティア活動希望者（個人）のマッチング

ボランティア確保で効果的な施策・取組例

施策	効果
1. 受け入れ側と登録団体のマッチング	マッチング業務の効率化
2. 受け入れ側と登録団体のマッチング	マッチング業務の効率化
3. 受け入れ側と登録団体のマッチング	マッチング業務の効率化

- ④取組の概要：取組の特徴を簡潔に説明している。支援のタイプや関係者タイプについてもわかるように解説している。
- ⑤取組の目的：取組の主な目的を簡潔に記述している。
- ⑥参考事例：この活用シートの具体的事例を2～3程度紹介している。なお、ここには「制度・取組の名称」「自治体名」「説明」のほか、詳細案内のページを掲載している。
- ⑦取組上の課題等：このシートに関する特記事項を記している。内容としては取組上の課題や関連法律の整備などの情報を記載。
- ⑧活用できる支援策：各省庁や各種法人等による活動支援策・助成策について支援策名、実施主体、概要、詳細紹介ページを掲載している。この取組を直接的に支援するものに限定。（里地里山の維持管理全般に関する支援策は、別途巻末で一括紹介する。）
- ⑨取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割：仕組みにおける行政の役割を説明している。取組を推進する際に、特に注意すべきポイントをいくつか絞り内容を掘り下げて紹介している。また、可能な限り取組を一般化して図化し、その中における行政の役割を色分けして表示。共に推進すると効果的な取組がある場合は、事例を紹介している（詳細は巻末で紹介）。

※その他：難解な用語、専門用語等は巻末に用語解説を掲載予定（未記載）

2) 活用シートのアイコンの見方

- 活用シートの左上に掲示されたアイコンは、大きく分けると「取組や制度の対象となる里地里山の条件」「里地里山をとりまく関係者のタイプ」の2種類に分けられ、個々の活用シートで取り上げた内容の特徴を表している。
- 個々のアイコンの意味は下表の通り。

●取組や制度の対象となる里地里山の条件

分野 (アイコン)	アイコンの説明
	放棄耕作地再生や、棚田でのコメ作り、自然草原での牛馬の飼養など、里地里山における農業に関する制度や取組であることを表している。
	雑木林や竹林、人工林の保全や再生など、里地里山における林業分野の制度や取組であることを表している。
	里地里山に特有な生態系や、里地里山独自の環境に依存する生物の保全に関する制度や取組であることを表している。
	都市周辺の緑化や緑の多い公園づくりの推進に関する制度や取組であることを表している。
	河川や湖沼などの淡水域および周辺の保全に関する制度や取組であることを表している。

支援タイプ (アイコン)	アイコンの説明
	里地里山の共同管理における外部からの支援のあり方が、主に里地里山の維持管理への直接的な労力の提供であることを表している。
	里地里山の共同管理における外部からの支援のあり方が、主に里地里山の維持管理への間接的な資金の提供であることを表している。
	里地里山の共同管理における外部からの支援のあり方が、里地里山の維持管理への労力の提供及び活動資金の提供の両方であることを表している。

対象となる里地里山の条件		新たな「共同管理」による受益の形態	
分野	支援タイプ	ボランティア・活動団体にとって	活動の継続・拡大。
農地	労力提供	ボランティア・企業にとって	地域・社会貢献。
森林		ボランティア・個人にとって	自然体験、農林業体験。活動を行うことによる達成感・充実感。農林産物の収穫など里地里山の恵みの享受。
河川湖沼		土地所有者(地元集落)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。ボランティアとの交流による地域の活性化。
生態系			
都市緑化			

共同管理のタイプ=1.人材確保・育成型

1-1 ボランティア確保

- **取組の概要** 従来の管理者に対し、ボランティアとして必要な労力等を提供するコーディネートのしくみ
 - ・ 人手を必要とする里地里山の保全活動を支援するために、作業員となるボランティアを幅広く募り、確保・組織化し、派遣を行うもの。
 - ・ 地元活動団体や地方自治体が仲介役となり、個人ボランティアを募って、企業ボランティア・ボランティア団体と保全活動を希望する土地所有者とマッチングさせる。
 - ・ ボランティアの募集は対象分野によって、「農村ボランティア（主に農地対象）」「森林ボランティア（主に雑木林や人工林対象）」に分けられることも多い。森林自治体毎にボランティア活動への支援として機械・器具の貸出しも行うことがある。

取組の目的

- ・ 現在管理の手が入っておらず、保全活用が望まれている里地里山（公有・私有含む）について、主に都市住民（企業・団体含む）を広く募集し、新たな管理の担い手を育成することで適切な維持管理を継続的に行うことが主な目的。継続的なボランティアと地元集落民との交流を通じての地域活性化も目的となる。
- ・ 育成したボランティアを組織化し、自立支援することにより継続的な管理体制の構築が期待される。

参考事例

制度・取組	自治体名	説明	掲載
農村ボランティアの広場	兵庫県	「農村ボランティアの広場」HPにて農村維持が困難になりつつある集落におけるボランティア活動内容を掲載し、都市住民の力を借りた農村集落活性化と交流の場づくりを推進している。	P●
いしかわ農村ボランティア	石川県	中山間地域の活力向上のため、ボランティア受け入れ希望集落と都市住民、企業等を仲介する「いしかわ農村ボランティア窓口」を設置。	P33

取組上の課題等

- ・ 森林ボランティアに関しては里地里山の維持管理をしたことの無い住民が、森林ボランティアに参加するためには、最低限安全に従事できるような、ボランティア育成プログラムの実施が必要である。（1-2参照）

活用できる支援策

支援策	実施主体	概要	
農山漁村ふるさと応援推進事業	国	農林水産省	ボランティア活動に係る農山漁村のニーズと参加希望者のマッチング実施(参加を促進するプログラムの作成支援)
緑の募金・特定公募事業「国民参加による間伐及び間伐材の利用促進事業」	他	(公社)国土緑化推進機構	森づくりを行う非営利団体による、間伐等の推進や間伐材の利用促進等に係る継続的自立的活動を展開するため機械等の資材経費や指導助言経費、事務費を助成。

※（用語について）「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

都道府県等の役割は、人手を必要とする里地里山の集落や既存の管理者と、ボランティア活動を希望する都市住民をマッチングさせることである。ボランティア確保において重要な事柄は「1. 仲介組織（事務局）の設置と情報提供」「2. ボランティアの育成、組織化」の総合的な取組である。

《取組のポイント》 兵庫県、石川県の例から

1. 仲介組織(事務局)の設置と情報発信

まず、都道府県等において、活動対象地域とボランティアの登録受付、情報提供、マッチング業務を行う事務局の設置が必要になる。活動を広く住民に広報し、参加を呼びかけるための関連イベントの実施も必要。

参加者増加のための取組として、石川県「いしかわ里山ポイント制度」のようなインセンティブの付与も考えられる。

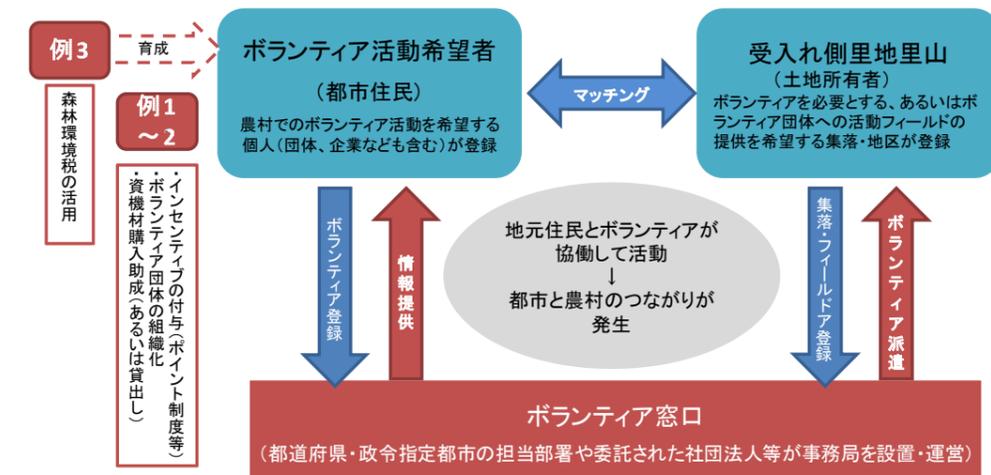
2. 個人を募る場合は段階的な講座開催が重要

ボランティアの確保としては、①個人を募集する方法、②受け入れ側と登録団体を結びつける方法があるが、個人を募集する場合、森林ボランティア等の危険を伴う活動については、初心者向けの入門講座等を事前に実施したり（1-2参照）、怪我への対応や保険加入等の手続きをしたりする必要がある。

3. ボランティア団体の育成、組織化

ボランティア団体については、組織化を図り団体相互の情報交換や交流の場をつくることで活動の継続性に有効である。（例：兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会）

ボランティアと里地里山のマッチングと都道府県等の役割 ※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。



ボランティア確保で参考になる施策・取組例

例	事例	
1	石川県「いしかわ里山ポイント制度」	P33
2	兵庫県「里山ふれあい森づくり」	P●
3	兵庫県「森林ボランティア団体連絡協議会」	P●

※上図 例 で示される事例は、上の表に記載。↑

対象となる里地里山の条件					新たな「共同管理」による受益の形態		
分野				支援タイプ			
農地	森林	河川湖沼	生態系	都市緑化	労力提供	ボランティア・活動団体にとって	活動の継続・拡大。後継者育成。
						ボランティア・個人 にとって	自然体験、農林業体験。活動を行うことによる達成感・充実感。将来的な就業チャンスの拡大。
						土地所有者(地元集落)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。将来的な就業者育成。

共同管理のタイプ=1.人材確保・育成型

1-2 人材育成

● 取組の概要 従来の管理者に代わり、里地里山保全活動のボランティアやそのリーダー、就業者等を育成するしくみ

- 人手を必要とする里地里山の保全活動を支援するために、初心者、経験者向けのボランティア、あるいは新規就業者を育成するために育成講座等を開催する。
- 主に作業に危険を伴う森林作業が育成講座の対象となる場合が多いが、農作業も育成の対象となる。
- (ボランティア育成) 作業員となる初心者をボランティア育成講座等で育成する。育成後は認定などとして登録し、組織化を図ったり応援を希望する地域に派遣したりする。
- (里山保全活動リーダー養成) 初心者向けボランティア育成講座等を終了した者を対象に、指導者に必要な里山の知識や調査方法、整備に関する技術を教え、保全活動のリーダーとして育成する講座を実施する。
- (林業就業者育成) 育成講座にて林業労働に必要な専門知識や技能を習得し、地域林業の担い手となる優秀な林業作業士を育成する。

● 取組の目的

- 新たな担い手を育成し確保し、高齢化や人口減少による里山の森林(雑木林や人口林等の森林)の維持管理を安定的に行うことを目的としている。

● 参考事例

制度・取組	自治体名	説明	掲載
自然と森林を守る『大自然塾』	東京都	山仕事を行う活動団体等に委託して、基礎講座(森林ボランティアとして経験の浅い人向け)及び応用・実践講座(多少の経験があるが、もっと学びたい経験を重ねたい人向け)の実践講座を開講し、森林ボランティアを初心者～経験者まで育成。	P●
平成24年度「おokayama森づくり県民税」事業	岡山県	森林整備を促進するための担い手の確保と木材の利用促進のために、「ニューフォレスター育成支援事業」として以下の事業を実施。 ①林業作業士(林業就業者リーダー)を育成するための研修事業、②林業就労改善のため雇用林業労働者を雇用しての林業退職金共済制度に加入に対し一部助成、③林業事業体の行う職場内研修に対し5年間助成。	P●
東京の青空塾事業(援農ボランティア)	東京都	東京都が支援する東京都農林水産振興財団が、援農ボランティア養成講座を実施。野菜、花木、果樹、植木の4つの専門コースから1科目を選択し、基礎的な講義、農作業の体験実習、視察研修を行う。修了者は援農ボランティアとして認定登録され受け入れ農家に派遣されて活動する。	P●

● 取組上の課題等

● 活用できる支援策

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

都道府県等の役割は、現場で役立つ着実な人材育成のための準備を行うことである。人材育成において重要な事柄は「1. 地域の事情やニーズに応じ必要な里山保全活動の担い手の育成計画を立てること」、「2. 信頼性における研修実施団体選定と段階的な育成」である。

《取組のポイント》 東京都、岡山県の例から

1. 森林ボランティアのリーダーを育成するのか林業就業者を育成するのか目標を定める

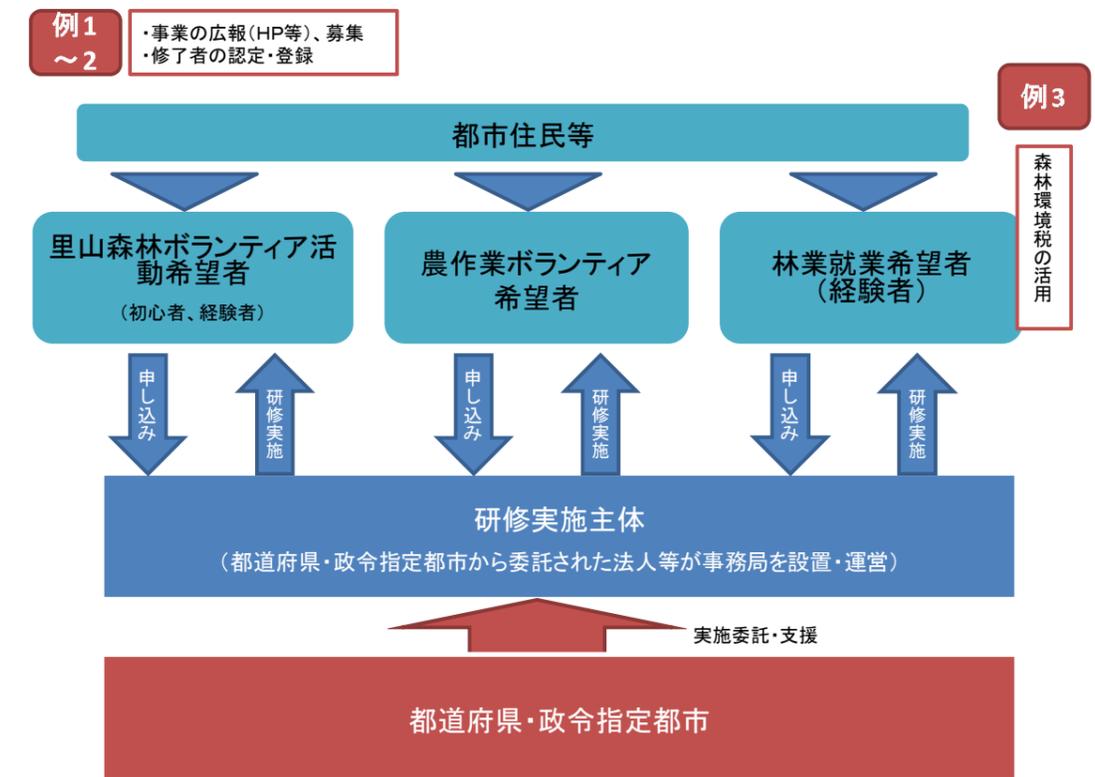
2. 経験豊かな研修実施団体の選定と段階的な講座開催が重要

実践研修の実施団体は、地域に精通し、経験豊かな活動団体や、林業事業体、林業研修センター等の機関とすることが望まれる。

また、森林ボランティアの育成は、東京都の『大自然塾』のように、初心者向けから経験者向け講座まで段階的に実施することが望ましい。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

里地里山の維持管理主体人材育成と都道府県等の役割



人材育成で参考になる 施策・取組例

例	事例	
1	東京都「大自然塾」(事業の広報・森林ボランティア育成)	P●
2	東京都「東京の青空塾事業」(修了者認定・登録)	P●
3	岡山県「平成24年度おokayama森づくり県民税」事業(林業作業従事者育成)	P●

※上図 例 で示される事例は、上の表に記載。↑

対象となる里地里山の条件(アイコン)				
分野				支援タイプ
農地	森林	生態系	河川湖沼	資金提供

新たな「共同管理」による受益の形態	
資金提供者・企業等にとって	地域・社会貢献(所得税控除)。
資金提供者・個人にとって	社会貢献(住民税控除)、充実感。
土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。

共同管理のタイプ=2 基金・資金援助型
2-1 基金の創設

- **取組の概要** 里地里山維持管理を安定的に行うため寄付金や募金を集める財源確保のしくみ
 - ・ 都道府県等で当該地域の里地里山の保全育成に関する広域的な基本方針を定めて条例を制定し、それを実現するために都道府県等が自ら出捐するほか、企業・団体や個人から寄付・募金を集めるなどして原資造成し、基金を創設。その運用益で、あらかじめ定めた里地里山の保全に関する取組に使用する。
 - ・ 資金提供する主体は、都道府県等と地元金融機関、企業・団体と住民等様々なタイプがある。
 - ・ 基金は活動団体が創設することもあるが、ここでは広域的に里地里山の保全活動を行う為に都道府県等が創設するものを紹介する。
- **取組の目的**
 - ・ 里地里山の保全や活用に関心の高い、住民や企業、地域の金融機関、都道府県等など多様な主体が積極的に提供したお金を、基金として積み立て、その運用益里地里山の安定的・継続的な保全活動に用いることが基金創設の目的である。
- **参考事例**
 - ・ ※：巻末掲載ページに制度・取組の詳細を紹介

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「いしかわ里山創成ファンド」	石川県	県と地元金融機関で創設した総額 53 億円の基金の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業創出、地域振興、保全活動推進、普及啓発を行う。	P34
「よこはま協働の森基金」	横浜市	市民に身近な小規模樹林地を市民と行政の協働により保全するため、「よこはま協働の森基金」を創設し市民が自主的にあつめた資金と基金からの拠出金とを合わせて、樹林地を取得する。	P●
- **取組上の課題等**
 - ・ 金利が低迷する中、基金の運用益を出し続けること、資金を継続的に集めることが課題となる。

※（用語について）「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

基金の創設における地方自治体の役割は、基金創設の根拠となる条例の制定や寄付金・募金集めと基金の創設、基金の使い方のルール作り（要綱作成や活用事業を決定するための協議会の設置等）。基金を活用した保全活動の成果のチェックや広報等の仕組みづくり全体である。

《取組のポイント》 石川県・神奈川県・横浜市の例より

1. 地域の事情や目的にあわせた目標の設定と効率的な資金集め

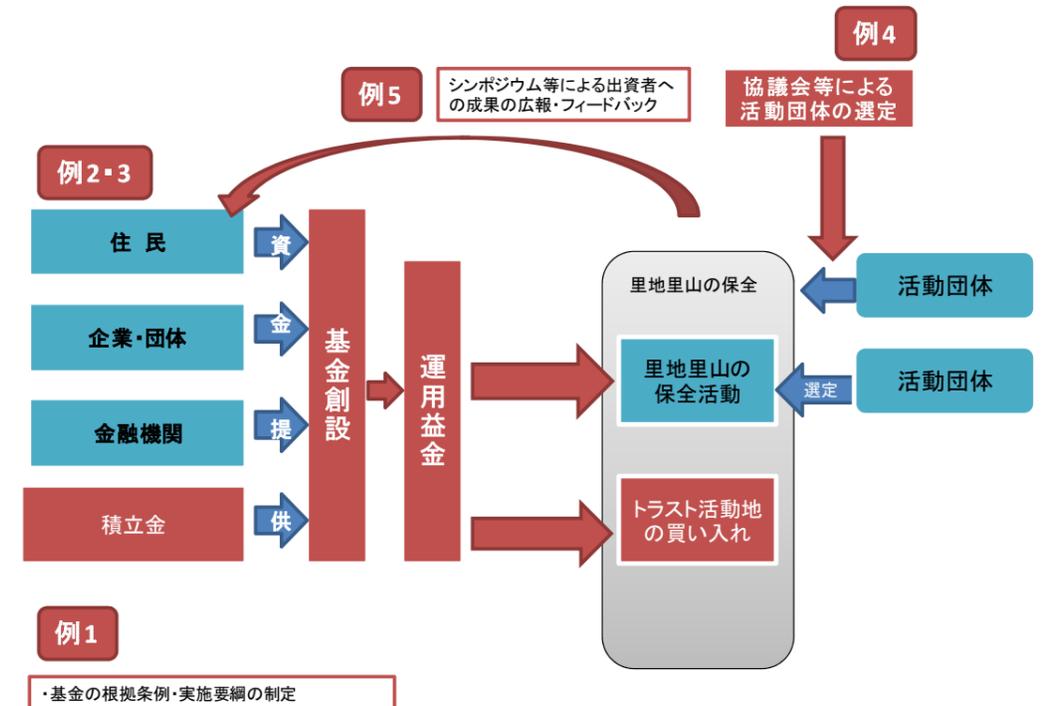
- ・ 神奈川県では、都市化が進んでいる土地柄を反映し、「今も残されている身近な緑を少しでも保全し、次の世代に引き継ぐ」こと、つまり都市の中の貴重な緑を守ることを目的に、個人、企業、団体から寄付や募金を集め、県の積立金とあわせて基金を創設している（平成 24 年 3 月現在約 12 億円）。
- ・ 石川県では、「里山里海の資源を活用した生業の創出、地域振興」を目的に県と地元金融機関による出資で基金を創設している（平成 23 年 5 月設置 53 億円）。
- ・ 基金創設の目的は、地域毎に異なるため、地域毎の事情や目的にあわせた目標設定と効率的な資金集めが重要である。

2. 成果のフィードバック

- ・ 資金提供者が納得するような成果をフィードバックすることが活動の継続性確保には重要となる。目に見える成果（トラスト活動地の買い入れや里地里山の保全）を生み出すため、助成の対象となった活動団体の活動等は常に監視し、選定する。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

基金の創設に関する都道府県等の役割例



基金の創設で参考になる
 施策・取組例

例	事例	
1	横浜市「よこはま協働の森基金」の条例・実施要綱の制定	P●
2	神奈川県「かながわトラストみどり基金」の寄付・募金対象	P●
3	石川県「いしかわ里山創成ファンド」の基金造成	P34
4	石川県「いしかわ里山創成ファンド」いしかわ里山づくり推進協議会	P34
5	神奈川県「かながわトラストみどり基金」リーフレット	P●

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。→

対象となる里地里山の条件(アイコン)	
分野	支援タイプ
森林	資金提供 資金+労力

新たな「共同管理」による受益の形態	
トラスト財団にとって	里地里山の所有・保全管理、自治体からの協力・支援。
資金提供企業にとって	地域・社会貢献(所得税控除)。
個人の資金提供者にとって	社会貢献(住民税控除)、充実感、身近な緑地の保全。
支援対象活動団体にとって	活動の継続・拡大。
土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。

共同管理のタイプ=2 基金・資金援助型

2-2 トラスト活動

- **取組の概要** 保護する地域を指定して、買い上げや保存契約等により担保した上で管理していくしくみ
 - ・ 主に、都市部や周辺に部分的に残された身近な緑地(雑木林等)を少しでも多く保全し、次の世代へ引き継ぐために、都道府県等あるいは保全活動団体が寄付等を募って土地の買い上げをしたり、寄贈を受け入れたり、土地所有者の協力を得て緑地の保存契約を行って特定の緑地を守っていく仕組み。
 - ・ トラスト活動はもともと市民団体活動に端を発しており、活動団体と都道府県等が役割分担して協働しているケースも見られる。
 - ・ トラスト活動への金銭的支援としてはトラスト会員への登録や寄付、募金への協力がある。

取組の目的

- ・ 都市部の景観保全や、希少な野生動植物の保護、子どもが自然と親しんで遊ぶ場の確保の為に、里地里山に関心をもつ多様な主体から集められた基金(共同管理のタイプ2-1参照)を使って、買い上げないと保全が図れない土地を買い入れて、多様な活動団体等による保全活動や利用の場として利用することが目的である。

参考事例

- ・ ※: 巻末掲載ページに制度・取組の詳細を紹介

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「トラスト緑地の保全活動」	神奈川県(公財)かながわトラストみどり財団	神奈川県設置基金による緑地の買い入れや寄贈、財団が土地所有者の協力を得て緑地保存契約を行う保全など、「県と財団が車の両輪」のような役割を果たす神奈川方式ともいえるナショナル・トラスト活動	P●

取組上の課題等

- ・ 日本では地価や贈与税が高く、土地に対する所有意識が強いこと、また市街地では道路計画地等の対象になりやすいことなどから、土地の買い取りや寄贈により自然を守ることが困難なケースも多い。

活用できる支援策例

支援策	実施主体	概要
ナショナル・トラスト活動助成	他 (公財) 自然保護助成基金	生物多様性の保全や希少野生動植物の保護上重要な土地で、かつ各種法制度によって保護されていない土地で地権者の理解が得られており、抵当権等の権利が設定されていない土地の取得または借地等にかかる活動への助成。

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

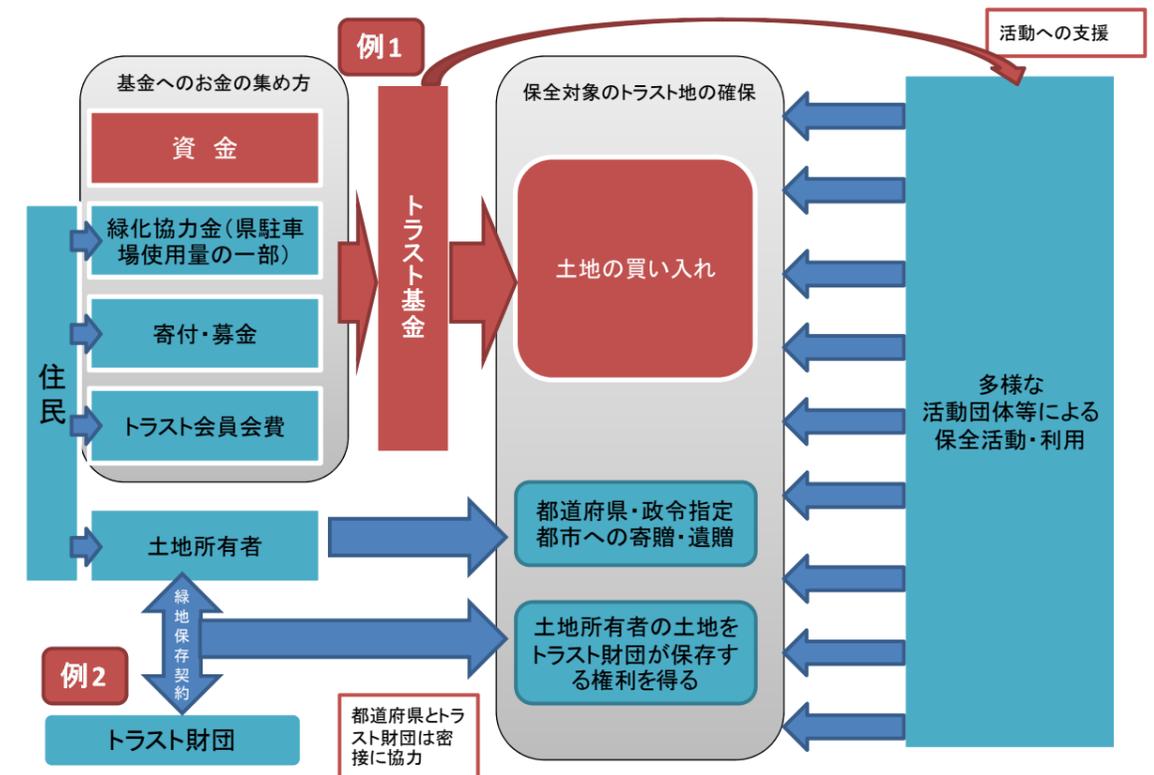
トラスト活動における都道府県等の役割は基本的に、「自ら土地を買い上げたり借り上げたりしてトラスト活動の中心的役割を担う」ことがメインだが、「トラスト活動をしている活動団体の活動を保護地域指定などで支援する」場合もある。

《都道府県等が自ら土地を買い上げる場合の取組のポイント》 神奈川県の例より

- ・ 土地の買い上げに必要な資金を様々な方法を併用して継続的に積み続け、運用することが都道府県等の役割のポイントになる。
- ・ 神奈川県の例では、基金の運用益を活用した土地の買い入れが県の主な役割となっており、別途トラスト財団と土地所有者の間で交わされる緑地保存契約による保全とあわせて緑地を確保している。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

神奈川県の例にみる都道府県等が主体となるトラスト制度の仕組みと役割例



《トラスト活動団体を都道府県が支援する場合》 大阪府能勢町の例

- ・ トラスト活動団体が中心となり活動を行っている。活動の主目的が希少生物の保護の場合は、条例に基づいた保全地域指定等が有効になる。

トラスト活動推進で参考になる施策・取組例

例	事例	掲載
1	神奈川県「かながわトラストみどり基金」	P●
2	神奈川県「かながわトラストみどり財団」	P●
3	大阪府「大阪府自然環境保全条例」に基づく「大阪府自然環境保全地域」	P●

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。↑

対象となる里地里山の条件(アイコン)				
分野				支援タイプ
農地	森林	生態系	河川湖沼	資金 + 労力

新たな「共同管理」による受益の形態	
企業にとって	地域・社会貢献、社員研修、福利厚生、ビジネスチャンス。
土地所有者(地元住民)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用、社員やその家族との交流による地域の活性化。
支援対象活動団体にとって	活動の継続・拡大。

共同管理のタイプ=2 基金・資金援助型
2-3 企業による活動団体や農山村集落への活動支援

- **取組の概要** 企業に活動団体や農山村集落を紹介し、費用及び人的支援により里地里山保全活動を促進するしくみ
 - ・ (企業+活動団体) 環境保全活動を行おうとする企業と里山活動団体をマッチングさせ、企業が活動費の支援や社内ボランティアの参加による人的支援を行うことで、里地里山保全活動を推進するもの。
 - ・ (企業+農山村集落) 社会貢献や社員研修、福利厚生を求め企業と農山村をマッチングさせ、企業と農山村が連携活動を行うことで、農業振興や農山村の活性化を推進するもの。
 - ・ 企業にとっては、社会貢献(CSR)や社員研修、福利厚生等の場を得られるというメリットがある。
- **取組の目的**
 - ・ 活動の場を求め企業等の支援を受け、受け入れ側の農山村集落や活動団体と共に、里地里山の保全活動の推進や、農山村の活性化を進めることが目的となる。

● **参考事例**

※：巻末掲載ページに制度・取組の詳細を紹介

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「里山サポートシッププログラム」	千葉県	NPO法人ちば里山センターが企業、里山活動団体、センターの三者合意を締結し、活動プログラム作成、作業道具の貸出しなどコーディネート。支援には人的支援、金銭的支援、資機材提供がある。	P●
「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」	兵庫県	県や市町が仲介して、企業、農山村、市町、県の4者(必要に応じてNPOや大学を加える)で協定を締結し、特定の企業等と農山村がCSR、農産物購入、福利厚生・社員研修、ビジネス、顧客サービス等の連携活動を実施。	P●

● **取組上の課題等**

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

都道府県等(協力団体含む)の役割は、里地里山での環境保全活動や社会貢献を目指す企業と、企業の支援を希望する活動団体や農山村のマッチングと活動の継続的なフォローアップである。

《取組のポイント》 千葉県・兵庫県の例より

1. マッチング対象となる活動団体を予め選考

- ・ 千葉県の例では、企業とマッチングさせる活動団体については、地域において特色ある公益性の高い団体をちば里山センターが予め選考しており、企業が支援したくなるような相手をしっかり選定する必要がある。

2. 活動内容を合意し協定締結

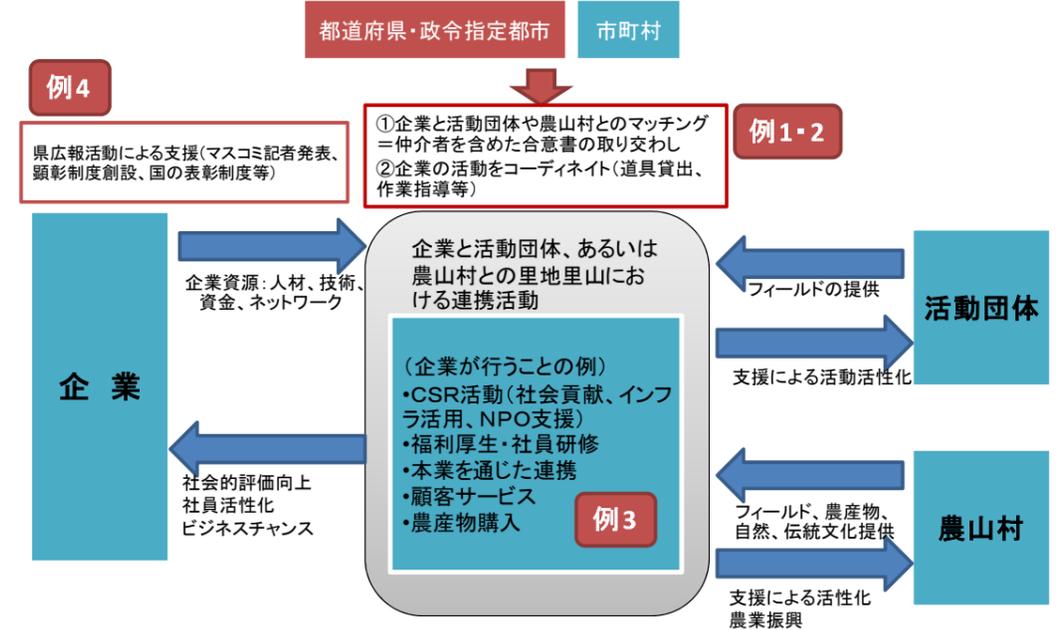
- ・ (千葉県)ちば里山センターが企業と活動団体をマッチングさせる場合には、①活動場所、②目的、③作業内容・時期・回数、④活動費用と用途等についてちば里山センター、企業、里山活動団体の間で3者合意している。合意書の取り交わしによりトラブルを予防している。
- ・ (兵庫県)連携相手となる農山村が決定すると、企業、農山村、市町、県の4者で親善協定を締結し、話し合いの場を設置してアイディアを出し合って連携活動計画づくりを行い(必要に応じて連携活動協定を締結し)活動を開始する。

3. 活動開始後もフォローアップ

- ・ (千葉県)活動開始後もちば里山センターが道具の貸出しや作業指導等を必要に応じて実施している。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

企業による活動団体や農山村への活動支援に関する都道府県等の役割例



企業による活動支援で参考になる施策・取組例

例	事例	
1	千葉県「里山サポートシッププログラム」	P●
2	兵庫県「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」企業と農山村マッチングから連携活動までの流れ	P●
3	兵庫県「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」企業と農山村の連携活動提案	P●
4	兵庫県「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」県広報活動による支援	

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。→

対象となる里地里山の条件		新たな「共同管理」による受益の形態	
分野	支援タイプ	生産者(農家)	消費者
農地 河川湖沼	資金提供	環境保全、農産物の信頼性の向上、消費拡大	安心安全な農産物の購入、購入による環境保全への協力

共同管理のタイプ=3.消費活動参加型

3-1 農産物等認証制度

- **取組の概要** 自然環境に配慮した手法を取り入れた農業生産物等を認証することにより、消費活動を通じた市民参加を促進するしくみ
 - 一般的には、地方自治体が、農薬や化学肥料の使用を削減するなど、独自に定めた環境に配慮した栽培要件を満たした農産物や農産加工品を認証してロゴマークの表示などをし、一般の農産物等との安全・安心に関する差別化を図る制度。
 - さらに里地里山の保全を目標にするためには、特定の生物をシンボルとした生態系の回復・保全や水環境の環境負荷削減技術導入も義務付け、地域の自然環境保全を強く意識した認証制度とする。
 - 通常より高額な農業生産物を消費者が購入することで、その差額が資金提供支援となる。
- **取組の目的**
 - 自然環境の保全に配慮して生産された農産物を評価することで、広く消費者にアピールすることにより多くの生産者や農産加工品製造者に産物に対する信頼を高めて消費拡大を促し、地域の長期的な振興を図り、生物多様性の保全にも寄与することを目的としている。
 - また、自然環境の回復状況を調査する生き物調査に学校等地元住民が参加すること等を通じて地域住民に生態系の豊かさを実感してもらい、より理解協力を促すことも目的となっている。

参考事例

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「コウノトリの舞(有機農産物ブランド)認定制度」	豊岡市	平成 15 年度から、安全・安心な農作物とコウノトリの餌となる生き物を同時に育む「環境創造型農業」の普及拡大を目指し水稲、野菜を対象とした農産物認定制度を創設。46 団体 29 品目 2 食品を認定している。	P●
「環境こだわり農産物認証制度」	滋賀県	平成 23 年度から滋賀県環境こだわり農業推進基本計画に則り、化学農薬、肥料使用削減と濁水流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減するで生産された農作物を県が認証する制度。	P●

取組上の課題等

- 化学肥料を減らしたり、水稲の場合水田に水路を設置することにより、収穫量が減ることもある。質の高い米づくりのための技術指導や生産物の付加価値化、流通に関しても自治体によるPRや販売促進の支援が必要になる。

活用できる支援策

支援策	実施主体	概要
環境保全型農業直接支払交付金	農林水産省	環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支払を行う制度。支援単価は 4,000 円/10a。

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

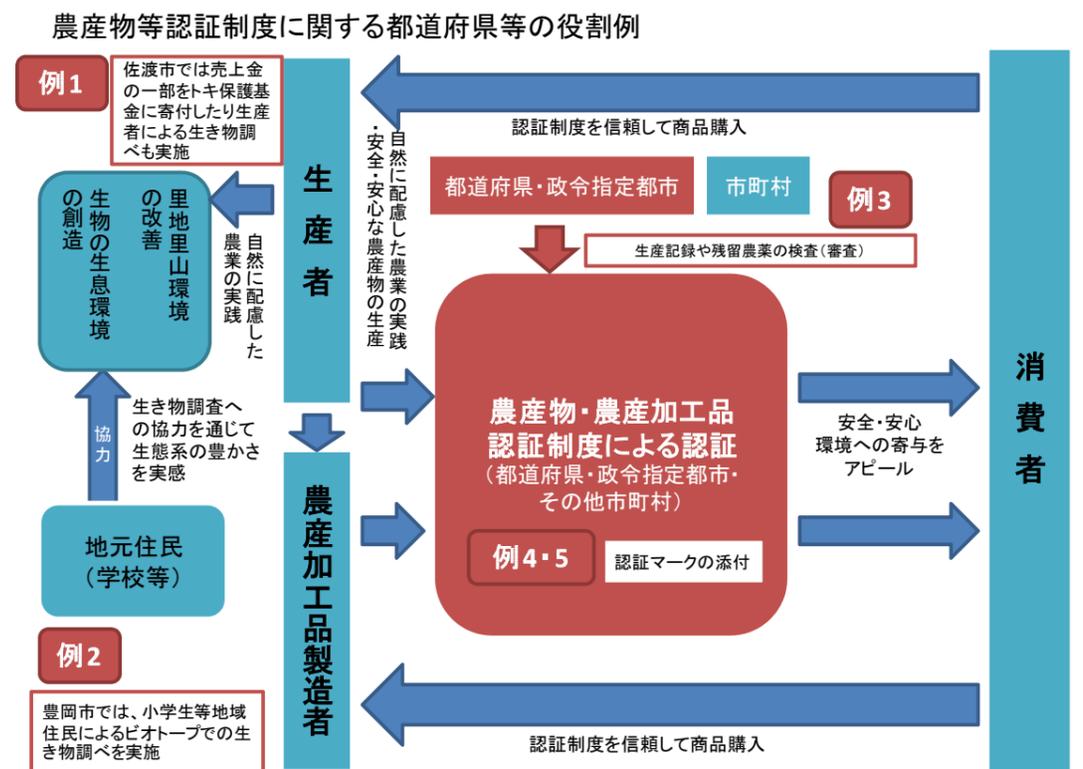
都道府県等の役割は、安全・安心な農作物の提供と地域の里地里山の環境保全の両方を実現するための基準を盛り込んだ認証制度を設け、生産組織や農業者との諸手続き・生産状況の確認に応じ、認証することである。また、都道府県等を通じての販売PR等も求められる。

《取組のポイント》 豊岡市、佐渡市、滋賀県の例より

1. 認証要件の設定

- ・里地里山において環境改善対象(生物の生息環境造り、河川や湖沼の水質改善等)を定める。
 - ・環境改善対象と地域の条件に応じた認証要件を以下のような観点で定める(①、②の例)。
- ①当該地方自治体内で生産された農産物又は農産加工品であること。
 - ②品目別栽培基準
 - ・化学合成農薬及び化学肥料の使用量基準上限が地域慣行一般レベルの5割以下
 - ・有機質資材適正使用
 - ・環境配慮技術の実施(例:水田の生き物を増やすための冬期湛水、早期湛水、深水管理、中干し延期、素掘り水路の設置等)

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。



農産物等の認証制度 で参考になる施策・取組例

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。→

例	事例	
1	佐渡市「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の生産者による生態系保全のしくみ	P●
2	豊岡市「コウノトリの舞認定制度」での住民による生き物調べ	P●
3	滋賀県「環境こだわり農産物認証制度」における審査	P●
4	佐渡市「コウノトリの舞認定制度」マーク	P●
5	滋賀県「環境こだわり農産物認証制度」認証マーク	P●

対象となる里地里山の条件	
分野	支援タイプ
森林	資金提供

新たな「共同管理」による受益の形態	
生産者(地元の林業者、製材業者、木材加工会社)にとって	消費拡大、産業の活性化。
消費者(地元住民)にとって	地域材の利用体験、伝統文化継承、環境保全、森林CO2吸収能力の向上、地域産業の活性化。

共同管理のタイプ=3.消費活動参加型

3-2 地域産材利用促進制度

- **取組の概要** 当該地域内での地域産材の活用を促すことで、生産者への資金還流を拡大し、人工林の維持管理を促進するしくみ

- ・ 公共建築物や観光地、商店街、身近な広場あるいは学校などの公共的空間の整備、あるいは個人の住居の建築に際して、地域産材の推奨や使用を推進することで里地里山の森林利用を増進し、結果的に里地里山環境の保全を図る制度。
- ・ 里地里山管理への参加のタイプとしては、公的機関や消費者による森林管理者や木材生産関係者への資金提供支援となる。

取組の目的

- ・ 公共建物や小学校、商店街等で地域産材を利用したり、住宅建築やリフォームの際に地域産材を利用する経費を補助することにより、幅広い住民に地域産材の良さに直に触れてもらい、都道府県内(域内)での地域産材の利用率を高め、ひいては都道府県内の人工林の適切な維持管理につなげることを目的としている。

参考事例

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業」	岡山県	公共建築物における内・外装の整備や木製用具等の導入、観光地や商店街、身近な広場等の公共的空間の整備に際しての県産材の使用に対し、その経費の一部を予算の範囲で助成している。	P●

備考(取組上の課題等)

- ・ 木材の地産地消には、多くの利点があるが、海外からの輸入材に代表される大量生産による均一・低価格に慣れた消費者にやや割高な製品の価値を見出してもらうためには、地域産材に触れ、使ってみる体験が必要になる。
- ・ また、地域産材の環境貢献という側面を分かりやすく消費者に知ってもらうことも必要である。

活用できる支援策

支援策	実施主体	概要
「地域材供給倍増事業」	林野庁	森林・林業再生プランの「10年後の木材自給率50%以上」という目標達成と、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するために、様々な分野のニーズに合った地域材を最大限活用するため、担い手となる木材産業等の活性化にむけた各種支援を実施。

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

都道府県等の役割は、地域産材利用促進のための制度をつくり、地元の林業者、製材業者、木材加工会社等と協力して総合的に支援しながら、消費を促進していくことである。

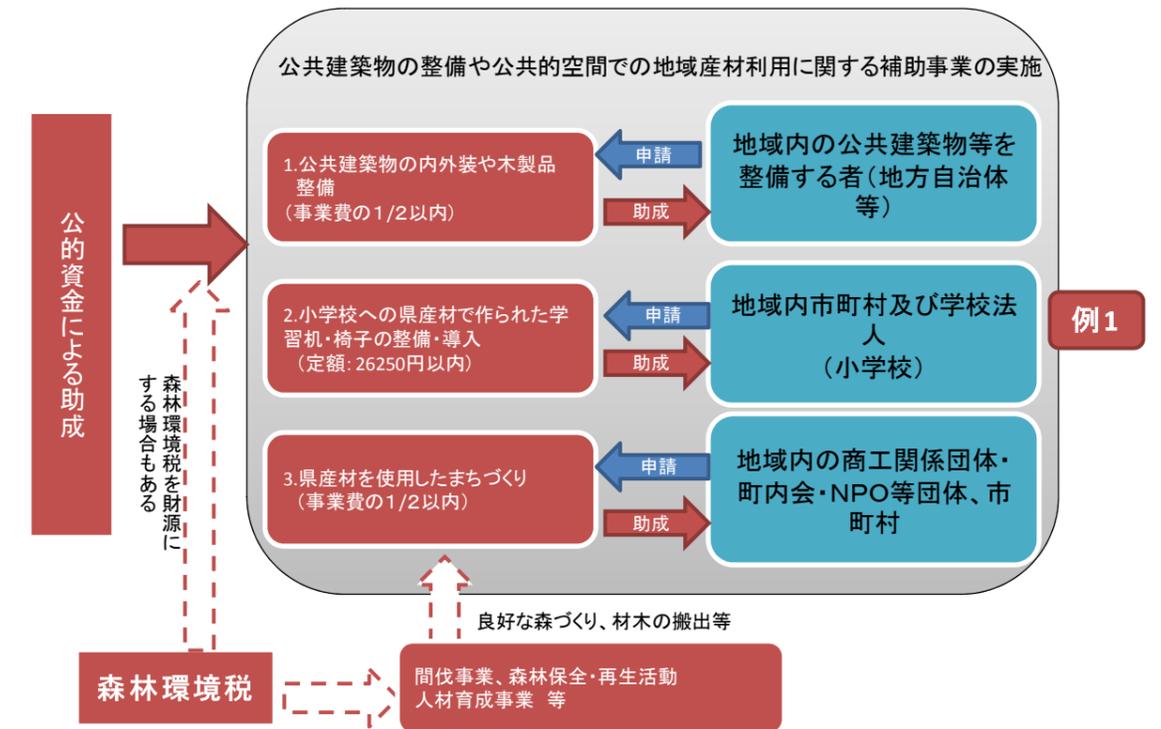
《取組のポイント》 岡山県の例より

1. 公共建築物や公共的空間での地域材の利用促進で消費者に利用体験を与える(岡山県の例より)

- ・ 地域産材の利用による、地域ならではの伝統文化の継承、地域の自然環境保全、森林のCO2吸収能力の向上、地域産業の活性化などの利点を、消費者に理解してもらうための情報発信や利用体験の場を提供するため、公共建築物等における地域材の利用への補助事業、地域産材で作られた学習机・椅子導入、まちづくりにおける利用補助等が考えられる。さらに、地域産材を利用することの重要性を発信する活動や、楽しみながら学べるイベントを実施している。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

地域産材利用促進における都道府県等の役割例



《住宅への利用推進のための交付金支給とサポート体制づくり》高知県の例

- ・ 県産材使用木造住宅の建築及びリフォームの促進による県産材の需要拡大を図るため、新築およびリフォーム経費のうち県内産乾燥木材購入経費に対し補助金を交付する。
- ・ 同時に県内の木造住宅建築に関わる業界が一体になり消費者の家づくりをサポートするネットワークを設立支援。

地域産材利用促進で で参考になる施策・取組例

例	事例	
1	岡山県「おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業」の補助事業メニュー	P●
2	岡山県「おかやま森づくり県民税事業」メニュー	P●
3	高知県「高知木の家ネットワーク」	P●

対象となる里地里山の条件		新たな「共同管理」による受益の形態	
分野	支援タイプ	一般住民(個人・法人の納税者)にとって	里地里山の恵みの享受、環境保全への参加
森林 農地 都市緑化 河川湖沼	資金 + 労力	地方自治体にとって	防災、水源、CO2 吸収源など、里地里山の公益的機能の維持・増進
		支援対象活動団体にとって	活動継続・拡大

共同管理のタイプ=4.税等による一律費用負担型

4-1 法定外目的税による財源調達

- **取組の概要** 維持管理された里地里山の恵みの受益者である地域住民による納税を通じた資金提供のしくみ

- ・ 森林や河川・湖沼などの水源や土砂災害予防の為の環境保全活動の費用負担を、受益者である地域住民に税金として求める仕組み（森林環境税）。税金は、住民税（個人及び法人）への超過課税として徴収され、一般会計に入った税収相当額を、別途森林保全目的の基金として積み立て、事業計画をたてて森林保全・再生のために活用する。
- ・ 森林環境税は多くの場合、直接都道府県等が行う事業だけでなく、様々な活動を行う活動団体の取組にも補助金として交付され、支援が行われる。

取組の目的

- ・ 森林や河川等の恩恵を幅広く普及啓発し、個人及び法人への住民税に超過課税することにより、都道府県内の幅広い主体に、人工林の維持管理の重要性への理解を促し、災害予防や、水源・CO₂ 吸収源としての機能回復・保全の推進などの国土管理につなげることを主な目的としている。里山の公益的機能の維持・増進が期待される。
- ・ 納税者である地域住民にとっては良質で安定的な水の供給などの生態系サービスの向上が期待される。
- ・ 税制導入時の情報発信のほか、税制の構築、租税の徴収、使途のチェックという各段階において住民参加の仕組みを導入する「参加型税制」とすることによって、地域の里地里山をはじめとする環境保全について広く住民の関心を高められる。

参考事例

制度・取組	自治体名	説明	掲載
水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税	神奈川県	超過課税対象者は個人住民税に限定し、均等割と定率課税を併用。税収規模は 38 億円程度/年で最多。5 力年計画。森林・河川の保全を実施。「参加型税制」。2012 年から第 2 期。	P●
森林環境税	高知県	個人・法人の両方に一律定額で課税する方式。1.6~1.7 億円程度/年。CO ₂ 吸収能の高い若齢林の整備、環境教育や里地里山の保全に関わる県民の活動の支援等。2010 年から第 2 期。	P●

取組上の課題等

- ・ 森林の維持管理には 20 年以上の長期計画に基づいて私有林の公的管理契約を結ぶ手法もあり、一度事業が始まると長期にわたり管理の必要性が生じることから後年度の財政支出の硬直化をもたらす。
- ・ 定着の為にはきちんとした成果を残し、住民への理解と協力を得続けていく必要がある。

※（用語について）「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

都道府県等による住民税への超過課税徴収による森林保全への財源の安定的な調達のポイントは、「1. 各段階における『参加型税制』の導入」「2. 新規財源による事業効果の立証」である。

《取組のポイント》「かながわ水源環境保全税」の例より

1. 各段階における『参加型税制』の導入

税制の構築、租税の徴収、使途のチェックの各段階に、住民参加の仕組み導入が重要。神奈川県では、税制導入以前に専門研究会を設け、水源環境保全施策と税制措置の方向性について、基本的な考え方、具体的な取組の方向及び内容、財源のあり方や事業規模について案をまとめ、県議会に諮り、パブリックコメントや県民ミーティング等 1 年半議論を受けて内容を修正し、県民一人あたりおよそ 950 円の負担方式が導入された（年間 38 億円の税収は国内最多）。

超過課税導入後も、5 力年計画記載の事業項目について、県民目線事業内容と成果をチェックすることやその結果を幅広く県民に伝える「県民会議」を創設。県が直接事業実施するだけでなく、住民の活動団体の取組にも補助金交付して支援を行うことになった。税の効果が県民に伝わらなければ、5 年毎の見直し時に廃止される恐れもあるため、県は成果を目に見える形で県民に示し合意を図る。

2. 新規財源による事業の効果をわかりやすく示す

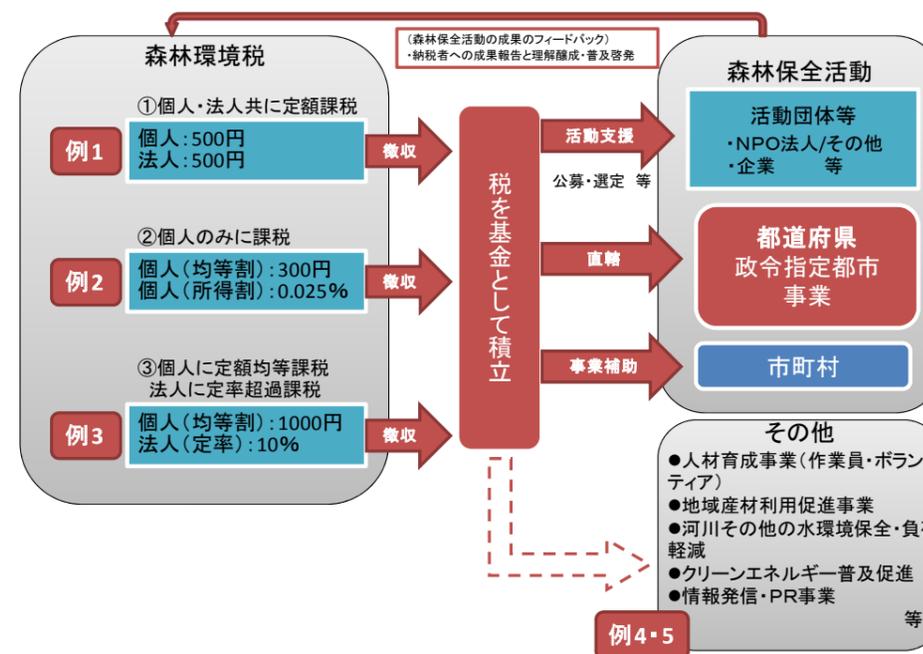
超過課税による税収が年間数億程度の都道府県等が多く、単独で年間の森林整備に要する支出を賄うことは難しい為、既存の一般財源と一体にして既存の森林施策に充当する例もあるが、その場合は超過課税による整備の効果が分かりにくくなる恐れもあるため、成果を的確に広報することが必要。

なるべく、新規財源単独で事業を実施し、効果をわかりやすく説明することが重要である。

（「自治体の独自課税を通じた森林保全の財源調達とその課題」日本大学経済学部経済科学研究科要 引）

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

3つの課税方式と都道府県等の役割



森林環境税導入で参考になる施策・取組例

例	事例	
1	高知県「森林環境税」	P●
2	神奈川県「水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税」	P●
3	岩手県「いわての森林づくり県民税」	P●
4	岡山県「おかやま森づくり県民税」	P●
5	宮城県「みやぎ環境税」	P●

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。→

対象となる里地里山の条件		新たな「共同管理」による受益の形態	
分野	支援タイプ	生産者(農家)にとって	環境保全、産業の活性化
農地	資金提供	地方自治体にとって	地域における環境保全型農業の促進

共同管理のタイプ=4.税等による一律費用負担型

4-2 公的資金による環境保全型の直接支払制度

- **取組の概要** 納税者から集めた資金を農業者へ直接交付することで地球環境保全や生物多様性保全を推進するしくみ

- ・ 「環境保全型農業直接支援対策（農林水産省：H23～27年度）」として実施される事業：地球温暖化防止（地球環境保全）や生物多様性保全（地域環境保全）に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、国と地方自治体が共に交付金を直接交付するもの。
- ・ 化学肥料及び化学合成農薬5割低減の取組と①～④の組み合わせ（①カバークロープ、②リビングマルチ・草生栽培、③冬季湛水管理、④その他都道府県の独自取組）⑤有機農業の5種類の取組が評価される。

取組の目的

- ・ 都道府県内の農業者に対して、農業活動においても、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献することを旨として、より環境保全に効果の高い営農活動の普及を図っていくこと、及びその成果として地域の里地里山の環境保全が目的となっている。

参考事例

制度・取組	主体名	説明	掲載
「高知県環境保全型農業直接支援対策」	高知県	国と高知県により直性支援対策を実施。平成24年度からは「土着天敵の温存利用技術」が県独自の特認取組として国の認証を受けた。	P●

取組上の課題等

- ・ 環境保全型農業には、上記①～④以外の取組もあるため、地域の特性に応じ環境保全に取り組む農業者の声を反映させた⑤の都道府県での独自取組の充実が期待される。なお、高知県では「土着天敵温存利用技術」が、新潟県では「水田における江の設置」、熊本県では「堆肥の施用」「夏期湛水管理」が認められている。

活用できる支援策

制度・取組	主体名	説明	掲載
平成24年度「環境保全型農業直接支援対策」	農林水産省	環境保全を重視した農業生産活動を行う農業者(エコファーマー)に国と地方自治体が同額ずつ直接交付金交付(合計最大8,000円/10a)し、活動を推進する制度。	P●

(本事例については、制度の根幹が国の制度であるため、参考事例と共に詳細に紹介する)

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

地方自治体による環境保全型直接支援対策のポイントは、環境保全に取り組む農業者からの申請を受け付け、国と同額の交付金を交付すること。都道府県は国の制度を都道府県内で活用するために必要な交付金交付のための実施要綱を作成し、市町村と協力して農業者への説明・指導や実施の確認作業を行う。

《取組のポイント》

1. 都道府県内での推進基盤整備

本支援では、各農業者等からの直接的な相談等の中心窓口は圃場が存在する各市町村の役割である。都道府県には、市町村の本活動の根本となる地方自治体の担う交付金の市町村との負担割合の取り決め(一般的には、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)や都道府県における交付金交付要綱を定め、それに従い交付金を交付する役割がある。

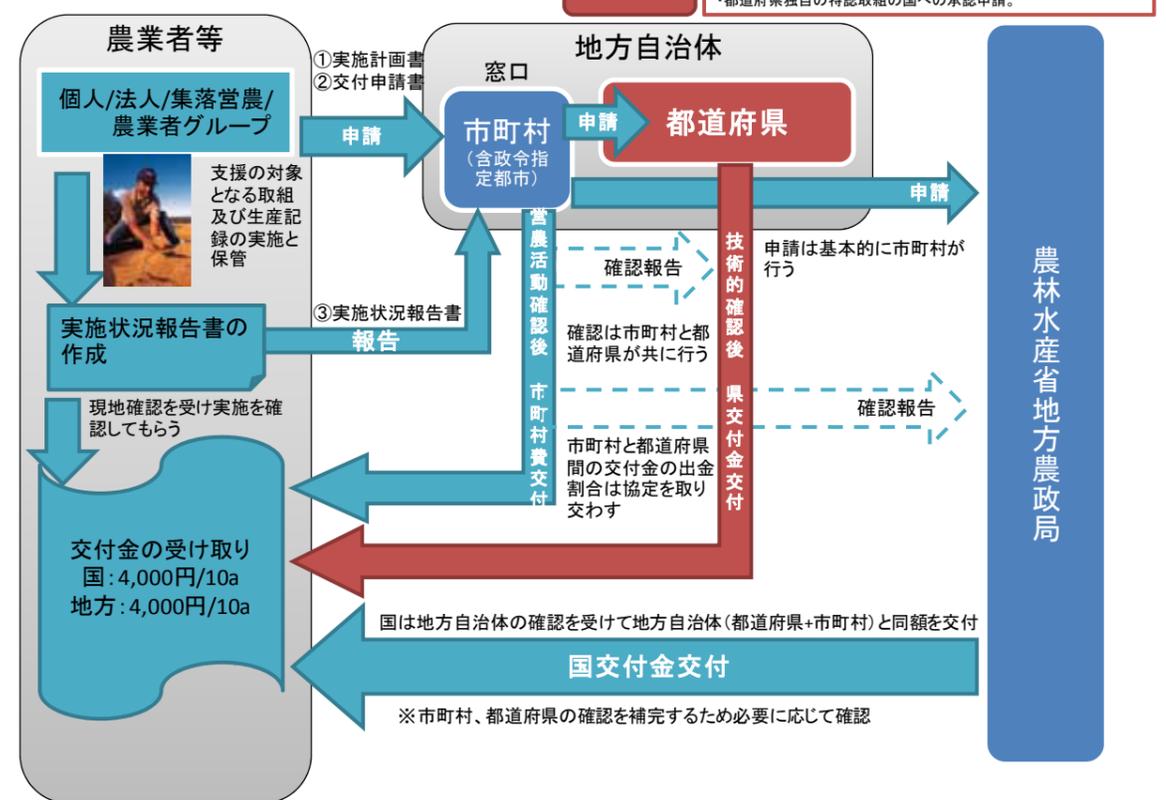
2. 技術的な支援

農業者が支援の対象となる取組実施後、実施状況報告書を市町村に提出後、市町村及び都道府県がそれぞれ実地確認を行うが、都道府県は特に技術的な確認作業を行う必要がある。

また、直接支払の対象となる支援対象取組のうち、特認取組(国が承認を行った取組)の技術的な開発や国への承認申請等も重要な技術的支援となる。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

交付金交付と都道府県等の役割例



* 国は本事業の説明会開催・指導、確認事務に係る費用について地方自治体(都道府県、市町村)へ別途交付金交付

環境保全型農業直接支払 で参考になる施策・取組例

例	事例	掲載
1	高知県「高知県環境保全型農業直接支払推進交付金交付要綱」	P●
2	新潟県「環境保全型農業直接支払支援対策」新潟県特認取組	P●
3	熊本県「環境保全型農業直接支払支援対策事業」地域特認の取組	P●

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。→

対象となる里地里山の条件(アイコン)		新たな「共同管理」による受益の形態	
分野	支援タイプ	土地所有者にとって	里地里山の保全・再生、資源利用。
森林 農地	労力提供 資金＋労力	活動団体にとって	活動継続・拡大。
		企業にとって	地域・社会貢献。

共同管理のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型

5-1 土地所有者と活動団体を結びつける活動協定の認定

- **取組の概要** 都道府県等が仲立ちして活動団体と土地所有者間で協定を結ばせ活動団体に活動の場を提供するしくみ

- ・ 里山における保全活動を行う団体（以下、活動団体）と土地所有者との間で、協定を締結し、都道府県等が協定を認定し、認定を受けた団体が計画的かつ継続的に保全活動などを行う仕組み。
- ・ 企業等資金力がある組織と協定を結ぶ場合、労力提供のみならず、土地の賃貸料や活動に必要な資材等の資金や物品として提供することも多いが、資金力のないNPO等の場合、労力提供が中心となる。

取組の目的

- ・ 他者による里山の整備を希望している土地所有者と、活動フィールドを探しているNPO法人、企業等の活動団体を結びつけ、里地里山の適切な維持管理を行うことを目的としている。
- ・ また、協定を都道府県等（知事）が認定することによって、土地所有者、活動団体共に安心して取組むことができ、里山活動を計画的かつ継続的に推進することができる。
- ・ 企業が参加する場合、活動資金や物品提供も期待される。

参考事例

- ・ ※：巻末掲載ページに制度・取組の詳細を紹介

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「里山活動協定認定制度」	千葉県	NPO、市民団体、ボランティア団体、企業等の里山活動団体と里山の土地所有者の間で締結した「里山活動協定」を知事が認定する制度	P●
「東京グリーンシップアクション」	東京都	東京に残された貴重な自然環境を保全するために保全地域で企業、NPO、都民ボランティア、東京都が連携した自然環境保全活動の実施	P●

取組上の課題等

- ・ 多様化する企業側のニーズに答えられるような里山資源のシーズとのマッチング支援などが求められる。
- ・ 都市化が進んだ地域からアクセスしやすい里山と、過疎化が進む里山との間の地域間格差解消が課題。

活用できる支援策例

支援策	実施主体	概要
農山漁村ふるさと応援推進事業	国 農林水産省	ボランティア活動に係る農山漁村のニーズと参加希望者のマッチング実施(参加を促進するプログラムの作成支援)
日本を森林で元気にする国民運動総合対策事業	林野庁	河川の上下流で個々に実施していた普及啓発活動や環境整備を総合的に実施。NPO法人等による森林づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材利用を身近に感じるための取組支援。
緑の募金・特定公募事業「国民参加による間伐及び間伐材の利用促進事業」	他 (公社)国土緑化推進機構	森づくりを行う非営利団体による、間伐等の推進や間伐材の利用促進等に係る継続的自立的活動を展開するため機械等の資材経費や指導助言経費、事務費を助成。

※（用語について）「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

土地所有者と活動団体間での協定締結認定による里地里山の維持管理推進のポイントになるのは「1. 土地所有者と活動団体を結びつけるための準備」「2. 条件の合う主体同士の結びつけ」「3. 継続的取組にするためのフォロー」である。

1. 土地所有者と里山活動団体を結びつけるための準備

土地所有者が管理を希望する里山のフィールド情報（面積や地形、アクセス等）は様々であり、活動団体側にも希望する条件があるため、土地所有者側の希望する管理内容（森林の間伐、下刈、竹林整備等）と活動団体側の活動内容の希望を詳細に収集し、千葉県のように「里山情報バンク化」し、公開して双方に情報提供することが取組の手始めに必要なとなる。

2. ワンストップサービス拠点整備と主体同士の結びつけ（里山活動協定の立ち上げ支援）

千葉県では「NPO法人ちば里山センター」が千葉県内の里山情報及び活動団体の一元的管理を行い、活動団体間にゆるやかなネットワークを構築しつつ、それぞれにフィールド情報の提供や講習会、技術指導等の支援を行い、条件の合うフィールド（土地所有者）を紹介し、結びつけている。こうしたワンストップサービス拠点整備が重要。

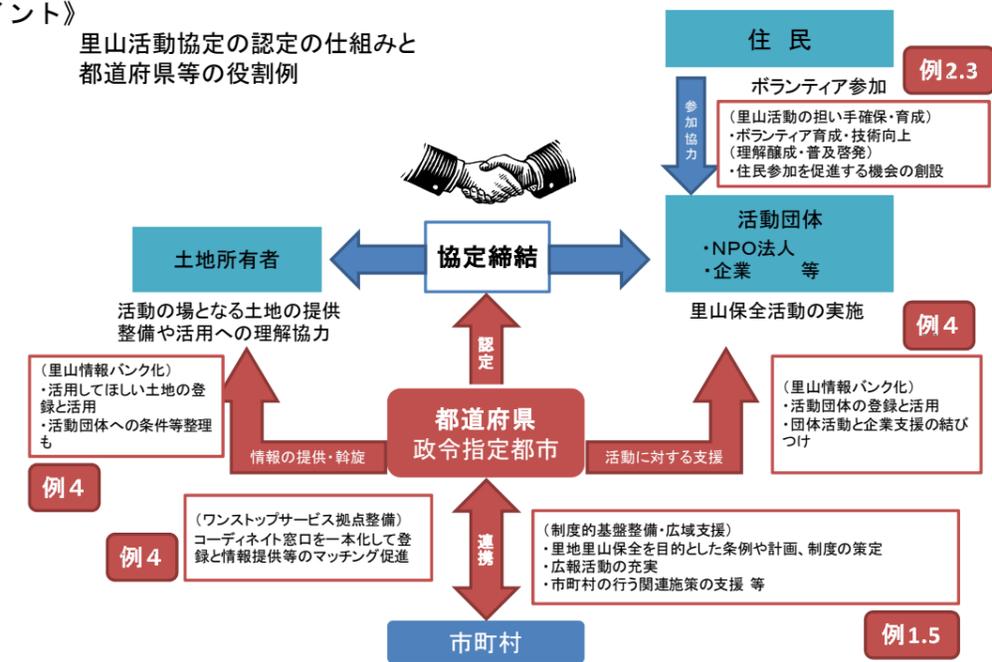
3. 継続的取組にするためのフォロー

協定認定を中心に添えた里地里山保全に継続性を持たせるためには、①協定を結んだ里山活動の支援や地域との交流等の【里山づくり活動支援】、②育成した活動団体同士の連携、ネットワーク化と住民参加促進機会の創設【里山活動の交流・普及啓発】、③活動団体と行政が連携した住民対象の技術講習会開催とサポーター募集・登録【里山活動の担い手育成】の取組をバランスよくすすめていくことが望まれる。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

《取組のポイント》

里山活動協定の認定の仕組みと都道府県等の役割例



活動協定認定で参考になる 施策・取組例

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。→

例	事例	
1	千葉県「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」	P●
2	千葉県「県民参加による里山づくりを促進する施策連関」	P●
3	千葉県「里山の日(5/18)、里山月間(5月)関連イベントの開催」	P●
4	千葉県「NPO法人ちば里山センター」の「里山情報バンク」運用等多様なサポート展開	P●
5	長野県「森林CO2 評価・認証制度」 千葉県「美しいちばの森林づくり 森林整備によるCO2 吸収量認証制度」	P●

対象となる里地里山の条件(アイコン)		新たな「共同管理」による受益の形態	
分野	支援タイプ	土地所有者(主に自治体)、土地管理者(森林組合等)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用
森林	資金 + 労力	企業にとって	地域・社会貢献、社員研修、福利厚生、ビジネスチャンス。

共同管理のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型

5-2 「企業の森」づくり

● 取組の概要 企業が都道府県や市町村等土地所有者と覚書を交わし、企業の名前を冠した森を維持管理するしくみ

- 企業が都道府県や、市町村、集落の所有する森について、土地所有者と土地利用に関する覚書を交わし、企業の名前を付けた森を期限を設けて維持管理する仕組み。
- 維持管理の手法は、①従業員等による実践的な森づくり活動、②森づくりの普及啓発・地域交流、③森林環境教育の実施からリーダー育成、④資金提供、⑤本業と一体となったCSR活動と多様化している。

● 取組の目的

- 企業の社会貢献や、従業員への環境教育等を目的とし森づくり活動の場を探している企業と土地所有者・管理者を結びつけ、里地里山の適切な維持管理を推進することを目的としている。
- 協定締結における全体コーディネートが都道府県等が担うことによって、土地所有者、森林管理者、企業共に安心して取組むことができ、里山活動を計画的かつ継続的に推進することができる。
- 企業の関わり方のタイプにより活動団体への資金提供以外に、維持管理作業、人材育成、間伐材の商品使用などの支援が期待される。

● 参考事例

- ※：巻末掲載ページに制度・取組の詳細を紹介

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「企業との協働による森林づくり」	岐阜県	森林率82%(全国2位)の岐阜県では、平成19年から県有林、市町村有林等を対象に、契約年数5年以上を条件に企業と土地所有者を結びつけ「森林づくりに関する協定」を締結させており、森づくりの評価は、岐阜県森林づくり基本計画に基づく「実施状況報告書」で行っている。	P●
「山口県森林整備等CO2削減認証制度」	山口県	山口県は、平成22年度から町有林を対象に、企業と森林所有者、森林管理者を結びつける「森林整備協定」締結のコーディネーターとなり、企業による森づくりを推進。森づくりの評価は、CO2吸収量の認証について県による評価を実施している。	P●

● 取組上の課題等

- 「森ナビ」大企業向けアンケート(H18)では、企業の森づくりへの実施意向を有する企業は「森林整備の費用負担が大きい」「参加者の募集・確保が難しい」という課題を想定していたが、実施企業は費用面や人の確保よりも「事前準備等に時間を要する」点を課題としており、実施企業の経験をより広く伝えることが必要である。また取組成果は「定量的な評価や成果が示しにくい」という課題が挙げられている。

● 関連施策例(支援策ではない)

施策策	実施主体	概要
「法人の森」制度	国 林野庁	企業等と国がともに森林を造成・育成し、伐採後の収益を一定の割合で分け合う制度(分収林制度)で、既存の森林の整備を内容とする「分収育林」と植林によって新たな森林を造林する「分収造林」の2つがある。

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

土地管理者と企業の間での森林整備等に関する協定を締結し、里地里山の維持管理を推進する。都道府県等の役割でポイントになるのは「1. 保全や評価の制度づくり」「2. 主体同士の結びつけ」である。

1. 保全や評価の制度づくり

まずは対象となる都道府県や市町村毎に地域の里地里山における企業の森づくりの目標を明確にし、制度化する必要がある。また、企業にとって継続的な取組意欲につながる、取組成果の評価制度構築が必要である(例:CO2吸収量の認証)。

また、企業の森づくりでは、一般的に公有地(都道府県有、市町村有)で行われることが多いため、予め地方自治体側で管理を希望する里山を洗い出し、特性を把握してリスト化しておき、企業側の活動の希望条件とすり合わせを行えるようにしておく必要がある。

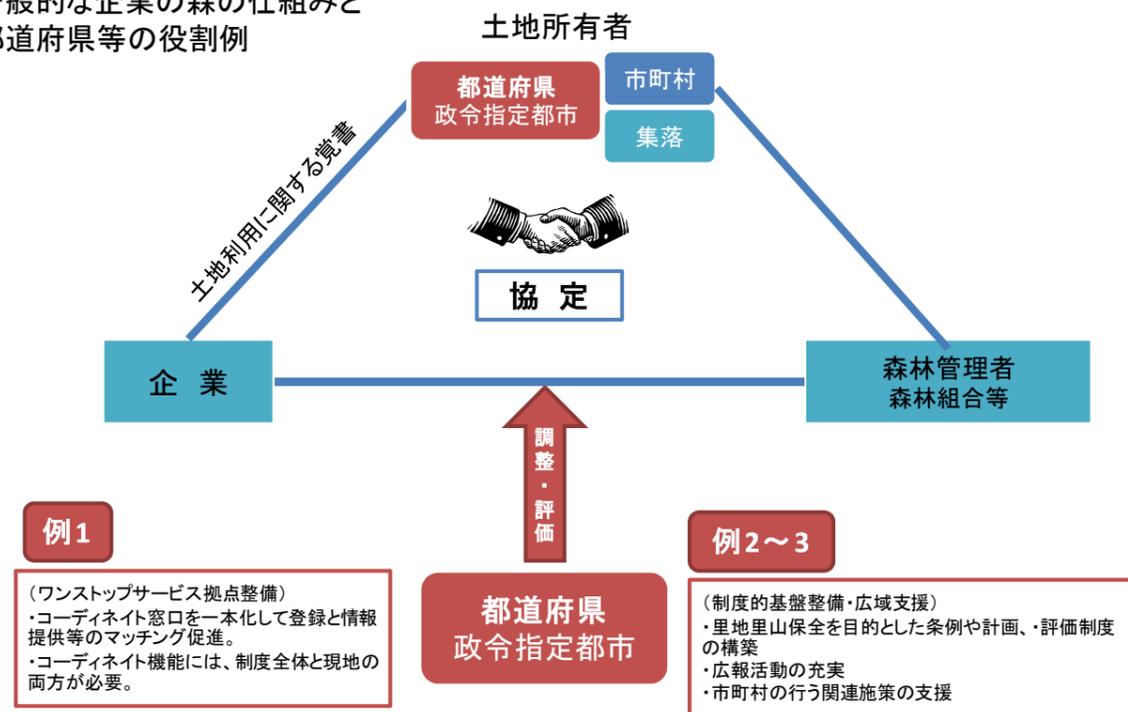
2. ワンストップサービス拠点整備と主体同士の結びつけ(協定締結支援)

活動団体との協定と同様に、企業の森づくりにおいてもワンストップサービス拠点整備が重要である。

《取組のポイント》

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

一般的な企業の森の仕組みと都道府県等の役割例



※都道府県は全体コーディネイトのみで、現地コーディネイトは、市町村やNPO、森林組合が担う場合もある。

「企業の森」づくりで参考になる施策・取組例

※上図例で示される事例は、右の表に記載。→

例	事例	
1	長野県「森林の里親促進事業」	P●
2	山口県「山口県森林整備等CO2削減認証制度」	P●
3	岐阜県「企業との協働による森林づくり」	P●

対象となる里地里山の条件(アイコン)		新たな「共同管理」による受益の形態	
分野	支援タイプ	土地所有者(主に自治体)及び土地管理者(森林組合等)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用
   		企業にとって	地域・社会貢献、社員研修、福利厚生、ビジネスチャンス、

共同管理のタイプ=5.活動の協定認定・事業認定型

5-3 事業等の認定・認証

● 取組の概要 企業、NPO法人等の組織による里山等の保全活動成果の申請に対し、都道府県等が一定の基準に基づき、認定・認証を行うしくみ

- 企業による社会貢献活動としての森林づくりや、森林を活用した社員研修・福利厚生利用を推進する「企業の森」協定、活動団体の「里山活動協定認定」等に基づき実施される植栽や下刈、除間伐等の森林整備活動で増加するCO2森林吸収量を知事が評価・認証する制度が一般的である。
- 石川県では、企業をはじめ多様な組織による里山の利用保全活動の取組方針を、知事が認証し公表する「いしかわ版里山づくりISO」の制度を創設している。

● 取組の目的

- この取組の目的は、NPO法人や企業等が行う里地里山の保全活動の成果を都道府県等が認定・認証することにより「企業の森協定」や「里山活動協定認定」による取組を推進することである。
- CO2の森林吸収量評価認証制度については、主に森林の間伐等を推進すること、ひいては地球温暖化防止に貢献することが目的となっている。
- 「いしかわ版里山づくりISO」では、里山の田んぼ・畑づくり支援活動、森づくり支援活動、生き物を守り育てる活動、里海づくり支援活動、集落コミュニティ支援活動、外来生物駆除活動等の広範囲な里山づくりに関わる活動を幅広く認証・公表している。こうした企業等による里山の利用保全の取組の推進は、里地里山の生物多様性の保全や地域振興等を目的としている。
- 両方の事例に共通してみられる、認証を受ける組織にとってのメリットは、顧客や取引先からの社会的信頼性の向上、活動場所や活動ノウハウ等に関しての地方自治体によるあっせんや支援を受けることができる事である。

● 参考事例 ※：巻末掲載ページに制度・取組の詳細を紹介

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「森林の里親促進事業」	長野県	企業と受け入れ側の市町村団体間での契約締結を県が仲介し、社会貢献活動の一環としての森林づくりや森林を活用しての社員研修・福利厚生の場として利用してもらう制度。	P●
「いしかわ版里山づくりISO」	石川県	企業をはじめ多様な組織による里山の利用保全活動の取組を県が認証・公表する制度。企業等は複数の里山づくり対象活動の中から取組活動を選択し、取組方針の宣言する・県はこの方針を認証・公表し、里山保全活動を実施、評価見直しをして次年度につなげる。	P53

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

企業やNPO法人等の活動団体が里地里山の土地所有者との間で協定を締結した上での、里地里山の維持管理を推進するために、都道府県等が担う役割は活動団体にとってのメリットとなる認証制度を構築し、運用することである。

1. 地域の里地里山の保全目標にあわせ、認証制度の認証対象や評価方法を明確にする

まずは、対象となる都道府県や市町村毎の、地域の里地里山における目標を明確にし、その目標を実現化するために必要な、認証対象を定める。

認証対象には、森林の整備(間伐、下刈、除伐、枝打ち、植林)の他、木質ペレットなど森林バイオマス利用によるCO2排出削減、県産材利用によるCO2削減等、様々な取組が考えられる。

また、評価方法も明確にする。

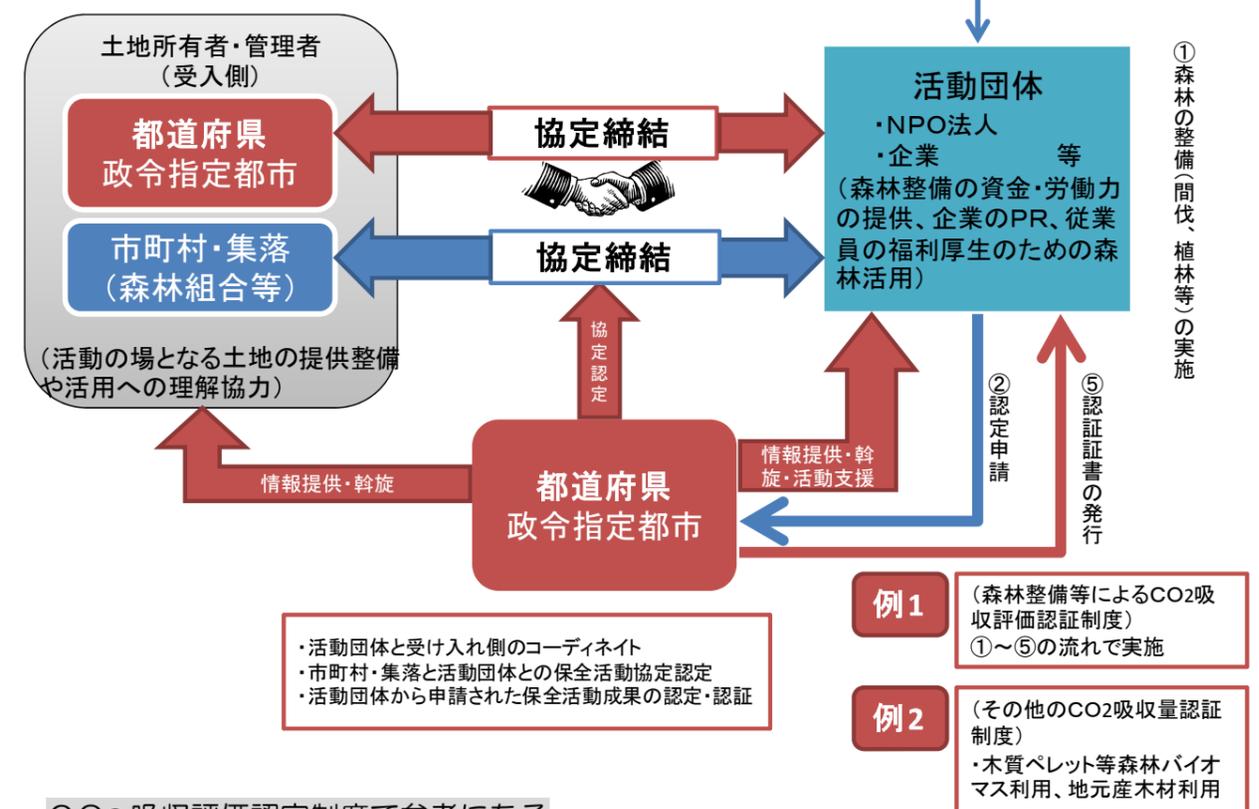
2. 認証のための詳細な仕組みを作り、情報を公開して参加者を募集する

制度の前提となる、実施要綱や要領を詳細に定め、CO2吸収評価制度の調査機関指定要領や現地調査のマニュアル、算定基準等を詳細に定め、一般に分かりやすいPR用のチラシ等を作成し公開し、参加者を募集する。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

《取組のポイント》

CO2吸収評価認証制度の仕組みと都道府県等の役割例



CO2吸収評価認証制度で参考になる

施策・取組例

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。→

例	事例	
1	長野県「森林CO2吸収・評価・認証制度」における認証の流れ	P●
2	山口県「森林整備等CO2削減認証制度」における認証の対象と活動内容	P●

対象となる里地里山の条件(アイコン)	
分野	支援タイプ
森林 農地	資金+労力 資金提供

新たな「共同管理」による受益の形態	
土地所有者(農林業従事者)にとって	里地里山の保全・再生、資源利用、都市住民との交流による地域の活性化
オーナー(都市住民)にとって	農林業体験、農林産物の収穫

共同管理のタイプ=6.管理契約型

6-1 オーナー制度

- **取組の概要** 都市住民など新たな担い手が、里地里山の一定区画等に出資して主導的に利用・管理を行うしくみ
 - ・ 都市住民の参加により、地域の農地や山林を守っていく仕組み。個人や企業等が田畑や山林の指定された一定区画に出資してオーナーになり、作業を行う権利と収穫された生産物を受け取る権利をもつ。
 - ・ 全国で実施されている棚田での取組では、資金提供をしながら積極的に管理に参加し労力も提供するタイプを一般的に「オーナー制度」、金銭的な支援が中心の場合は「トラスト制度」と呼ばれている。

取組の目的

- ・ 都市住民等の地域外の住民を主な対象として、会員になってもらい里地里山の維持・活用に直接的、積極的に関わってもらうことが主目的となっている。
- ・ オーナーを受け入れる地元集落にとっては維持管理にかかる労力と維持管理に必要な資金の入手、都市住民との交流や地域活性化が目的であり、オーナーとなる都市住民にとっては、里地里山とのふれあい機会の創出(第二のふるさとづくり)にもつながる。

参考事例

- ・ ※：巻末掲載ページに制度・取組の詳細を紹介

制度・取組	自治体名	説明	掲載
「市民森林推進事業」	兵庫県	オーナー利用を希望する森林所有者や森林組合が所有する里山林の特徴や申し込み条件を兵庫県がHP上で公開して随時オーナー会員を募集している。申し込み先は各森林組合や市町村。	P●
「棚田オーナー制度」	静岡県	オーナー利用を希望する地区の棚田の特徴や申し込み条件を静岡県がHP上で公開してオーナー会員を募集している。栽培管理を体験し、米や茶などを受けとることができる。	P●

取組上の課題等

- ・ オーナー会員として管理した土地から収穫された米や農作物を受け取れる、棚田や果樹園、畑等のオーナー制度は申込者も多く制度として成り立っているが、オーナー会員としてのメリットが分かりにくい、森林のオーナー制度はなかなか継続的な担い手が集まりにくい課題がある。
- ・ 農作物をインセンティブとして提供するため、天候不順等により不作となる場合の対応について、オーナー契約時にしっかり確認することが必要である。

活用できる支援策例

支援策	実施主体	概要
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	国	地方公共団体の自主性と創意工夫により計画される定住者や滞在者の増加を通じた農山村の活性化を図る総合的取組への支援
食と地域の交流促進対策交付金	農林水産省	食を始めとする地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を直接支援するもの

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

土地所有者とオーナー会員を結びつけ、新たな担い手であるオーナー会員に主導的に里地里山の管理してもらうためのコーディネイトの役割を担うのが、都道府県等の役割である。

主なポイントは「1.土地所有者とオーナー会員を結びつけるための準備」「2.利用料金とインセンティブの検討」「3.活動成果のPR」である。

1. 土地所有者とオーナー会員を結びつけるための準備

土地所有者が管理を希望する里山のフィールド情報(森林(樹種)か畑(作物)等の種類、面積や地形、アクセス等)は様々であり、年間利用料金や継続年数等の設定も他の地域の例等を参考に土地所有者と良く検討する必要がある。オーナー側にも農業体験・交流型なのか、就農型なのか、金銭的支援中心か等、希望する支援タイプ、来訪頻度があるため、土地所有者側の希望する管理内容とオーナー会員の活動内容の希望を収集し、広くオーナーを集めるための情報提供が取組の手始めに必要となる。

2. 利用料金とインセンティブの検討

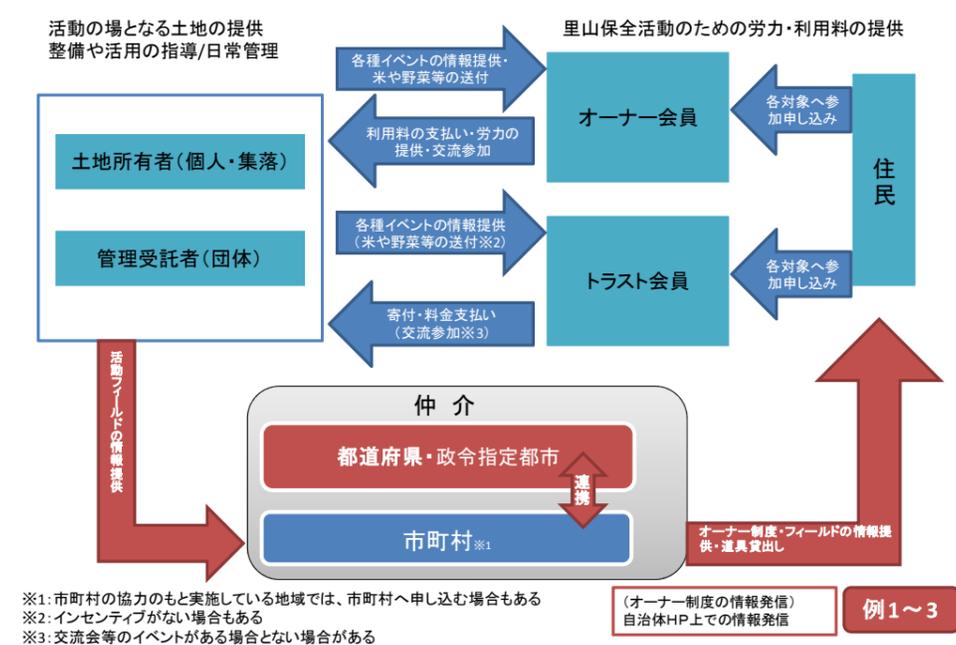
水田(棚田)ならば、「1区画あたり年間35,000円でオーナー会員となり、田植えや稲刈りなどの作業を行い、白米20kgを受け取る。」森林なら、「1区画あたり年間10,000円でオーナー会員となり、間伐等の林業体験をして松茸山に入山可能。」など、オーナー会員として支払うお金に見合うインセンティブを土地所有者と共に検討する必要がある。

3. 対象エリアの情報更新と活動成果のPR

オーナーの継続的な募集のためには、①各フィールドの最新情報へのこまめな更新や活動状況【フィールド情報更新】、②オーナー制度を通じてきれいになった里地里山の情景や収穫物等を紹介する【活動成果のPR】等の取組を同時にすすめていくことが望まれる。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

《取組のポイント》 オーナー制度・トラスト制度の仕組みと都道府県等の役割例



※1:市町村の協力のもと実施している地域では、市町村へ申し込む場合もある
 ※2:インセンティブがない場合もある
 ※3:交流会等のイベントがある場合とない場合がある

(オーナー制度の情報発信) 自治体HP上での情報発信 例1~3

オーナー制度推進

で参考になる施策・取組例

※上図 例 で示される事例は、右の表に記載。→

例	事例	
1	静岡県「棚田オーナー制度」	P●
2	兵庫県「市民森林オーナー募集」	P●
3	全国水土里ネット「全国棚田オーナー制度」	P●

対象となる里地里山の条件(アイコン)	
分野	支援タイプ
  	

新たな「共同管理」による受益の形態	
土地所有者(都道府県等)にとって	里地里山の保全・再生、都市公園としての活用
指定管理者(活動団体、企業他)にとって	活動継続・拡大、ビジネスチャンス、
一般住民にとって	里地里山の恵みの享受、環境保全への参加

共同管理のタイプ=6.管理契約型

6-2 里山公園化による活動拠点の整備

- **取組の概要** 維持管理を必要とする土地を里山公園とし指定管理者を置いて利用・管理を委ねるしくみ

- ・ 都道府県等が、放棄された里山を取得したり地主から借りるなどして住民が里地里山の維持管理を知ったり、管理された里地里山の恵みを楽しむことを目的とした公園(里山公園)として整備する場合がある。
- ・ こうした里山公園で、指定管理者制度(平成15年6月地方自治体法改正に伴い創設)を利用して、選定した民間事業者に計画的に整備や管理をさせ、里地里山を学ぶ環境教育や普及啓発の場として公開する。
- ・ 指定管理者は主導的に維持管理を担うとともに、来園者向けのボランティア育成講座や各種体験講座を用意し維持管理の主体を自ら育成する。

取組の目的

- ・ 公園の維持管理に、民間事業者の創意工夫ある企画や運営手法を取り入れ、利用者のニーズにこたえた、効果的・効率的な施設の管理・運営を行うことが指定管理者制度利用の目的である。
- ・ 指定管理者によっては、里山公園の管理を住民協働と位置付けるところもあり、公園内の保全活動主体に住民を巻き込んで育成・組織化したり、学校、企業、NPO法人等の活動団体と共に活動しており、多様な主体を管理の主体とする仕組みともなっている。

参考事例

- ・ ※：巻末掲載ページに制度・取組の詳細を紹介

制度・取組	自治体名	説明	掲載
都立公園等の指定管理者の指定	東京都	都立公園等で、施設の管理について創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指していくため、指定管理者による管理を行うもの。指定管理者は、住民サービスの向上と経費削減を図るため、17年5月より公募・選定を開始し、東京都議会の議決を得て指定している。	P●

取組上の課題等

- ・ 指定管理者制度では、予め、業務の範囲や仕様等を詳細に協定しなくてはならず、状況によっては弾力的な運営がしにくくなる可能性がある。
- ・ 指定管理者制度は業務効率化によるコスト削減が期待されているが、指定管理料が大規模に削減されると、人件費や事業費の削減、サービスの低下、指定管理者のモチベーションの低下にもつながるため、適正な指定管理料の算定が求められる。

※(用語について)「都道府県等」は、「都道府県と政令指定都市」を指す。

取組の仕組みと都道府県及び政令指定都市の役割

都道府県等の役割は、指定管理者に応募した民間事業者を選定し、管理の代行という形で協定を結んだ団体に、最終の権限を保持しつつ里山公園の管理を委ねることである。

指定管理者制度の利用を成功させるための重要な事柄は「事業計画書やプレゼンテーションに基づいた適正のある団体の選定」である。

《取組のポイント》 東京都 都立公園指定管理者指定の例より

1. 選定手順

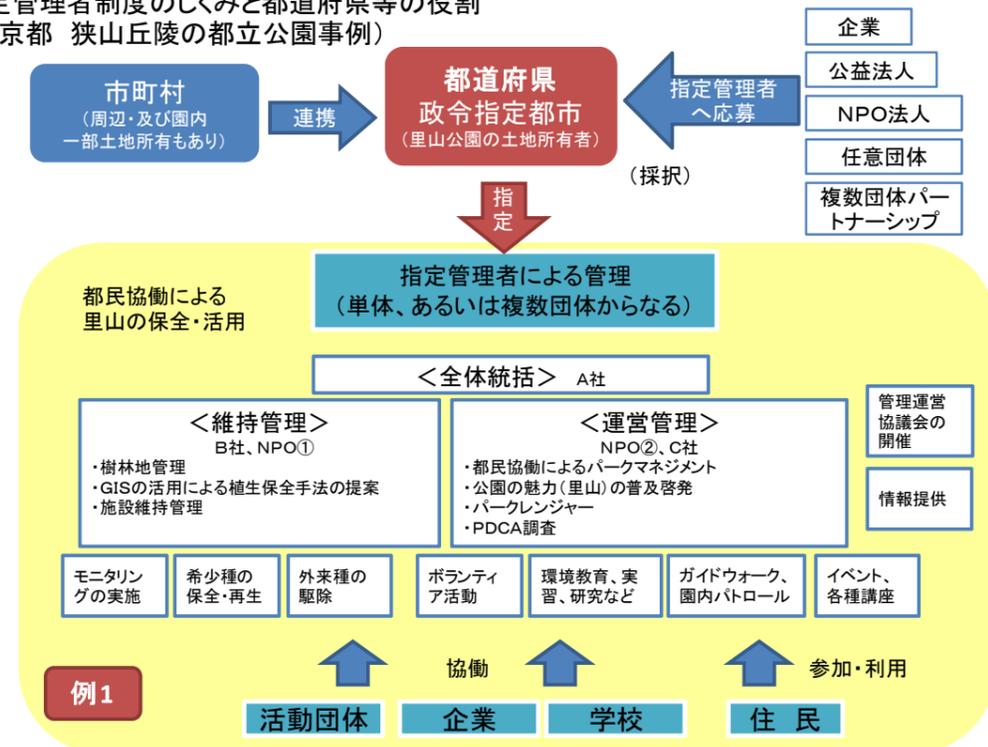
公募開始後、5回の選定委員会を開催し、提出された事業計画書の書類審査(一次審査)及び選定委員会でのプレゼンテーション(二次審査)を実施し、条例・規則に定められた選定基準をもとに、申請団体の能力、経営基盤、管理運営水準、管理運営の効率化などを総合的に評価し、専門性やノウハウの発揮により、施設の魅力向上、施設利用の促進、良好な維持管理などが図られ、質の高い都民サービスの提供や経費の節減が期待できる最優秀団体を決定した。

2. 選定された団体と事業計画の特徴

なお、狭山丘陵グループ(4つの里山公園含む)においては、9団体が応募し、造園等施設維持管理、協働・コーディネート・普及など様々な分野を得意とする、5つの株式会社やNPO法人からなるパートナーシップ型の団体が選定されており、事業計画書では、特に重視する管理運営の方針として「里山の価値を都民協働によって次世代に伝える」ことが掲げられている。

※下図の赤い箇所が都道府県等の担う役割。

指定管理者制度のしくみと都道府県等の役割 (東京都 狭山丘陵の都立公園事例)



里山公園化で参考になる施策・取組例

例	事例	
1	東京都 都立公園「狭山丘陵グループ」の事業計画	P●

※上図 例 で示される事例は、上の表に記載。↑

(3) 検索シート

※: 下記の「目的」や「仕組み・制度」から、具体的取組内容の各ページに進んでください。

【共同管理のための仕組み・制度のタイプ】

1.人材確保・育成型	2.基金・資金援助型 (土地の買い上げ、募金や寄付による基金の創設、企業による支援等)	3.消費活動参加型 (農産物の認証や地域産木材の利用促進)	4.税等による一律費用負担型 (法定外目的税や公的資金による費用負担)	5.活動の協定認定・事業認定型 (企業やNPOと地元を結びつける活動協定認定等)	6.管理契約型 (新たな担い手による主体的な管理)
------------	------------------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------------	---------------------------------------------	------------------------------



目的: 協働管理促進のための里地里山保全の取組に関して行政として行いたい取組内容

1 関係者を結びつけるしくみづくり	1-①関係者の結びつけ(マッチング支援・協定締結) ●里地里山の地主や管理者と活動を希望する団体や個人とを結びつけるマッチングにより支援したい ●活動団体と支援企業を仲介して協定を締結し、結びつけたい	◎		○	◎					◎	◎	◎	◎	
	1-②関係者間のネットワーク構築 ●里地里山保全に関わる、地方自治体や活動団体同士を結びつけたい	○			○					◎				
2 地域の自発的取組への直接的支援	2-①費用・機材等の助成 ●地域の良い活動を評価して認証したり、公表したい ●活動団体を育成し自立に向けた支援を行うために、必要機材レンタルや活動資金の助成をしたい	○	○		○	○				○	○		○	
	2-②人材育成・派遣 ●専門家等による指導や研修を行い、里山育成の指導者、担い手を育成したい ●ボランティアの育成や派遣を行い、作業者をもっと増やしたい		◎		○					○	○			○
	2-③活動フィールドの確保 ●地域で保全したい里地里山を選定して指定・公表したい ●活動団体や企業の活動フィールドを斡旋・確保したい			○	◎	○				◎	◎		◎	◎
3 地域の取組促進のための基盤づくり	3-①安定的財源の確保 ●里地里山の維持管理に係る費用を、安定的継続的に確保したい			◎	◎	◎			◎	◎		◎		
	3-②仲介組織の整備 ●コーディネートを行う仲介組織を整備して全ての機能を一か所に集中させるワンストップサービスを実現したい	○		○		○				○	○	○	○	○
	3-③広域的な保全活用計画や条例等の策定 ●地域の里地里山の保全活用を進めるための計画等を策定したい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 広く参加・協力を促すしくみづくり	4-①理解醸成・普及啓発・環境教育 ●シンポジウム等の普及啓発イベントを実施したり、里地里山でのグリーンツーリズム、エコツーリズムの推進等広く住民に里地里山保全への理解を促し、活動への協力を得たい			○		○			○			○	○	
	4-②参加・協力促進のしくみづくり ●寄付や税、企業による支援等を通して一般の人が参加・協力できる仕組みづくりをしたい ●農林産物のブランド化による需要拡大や、新たな資源利用技術を活用した商品市場の開拓により参加・協力のしくみづくりをしたい			◎	○	◎	◎	◎	◎				◎	

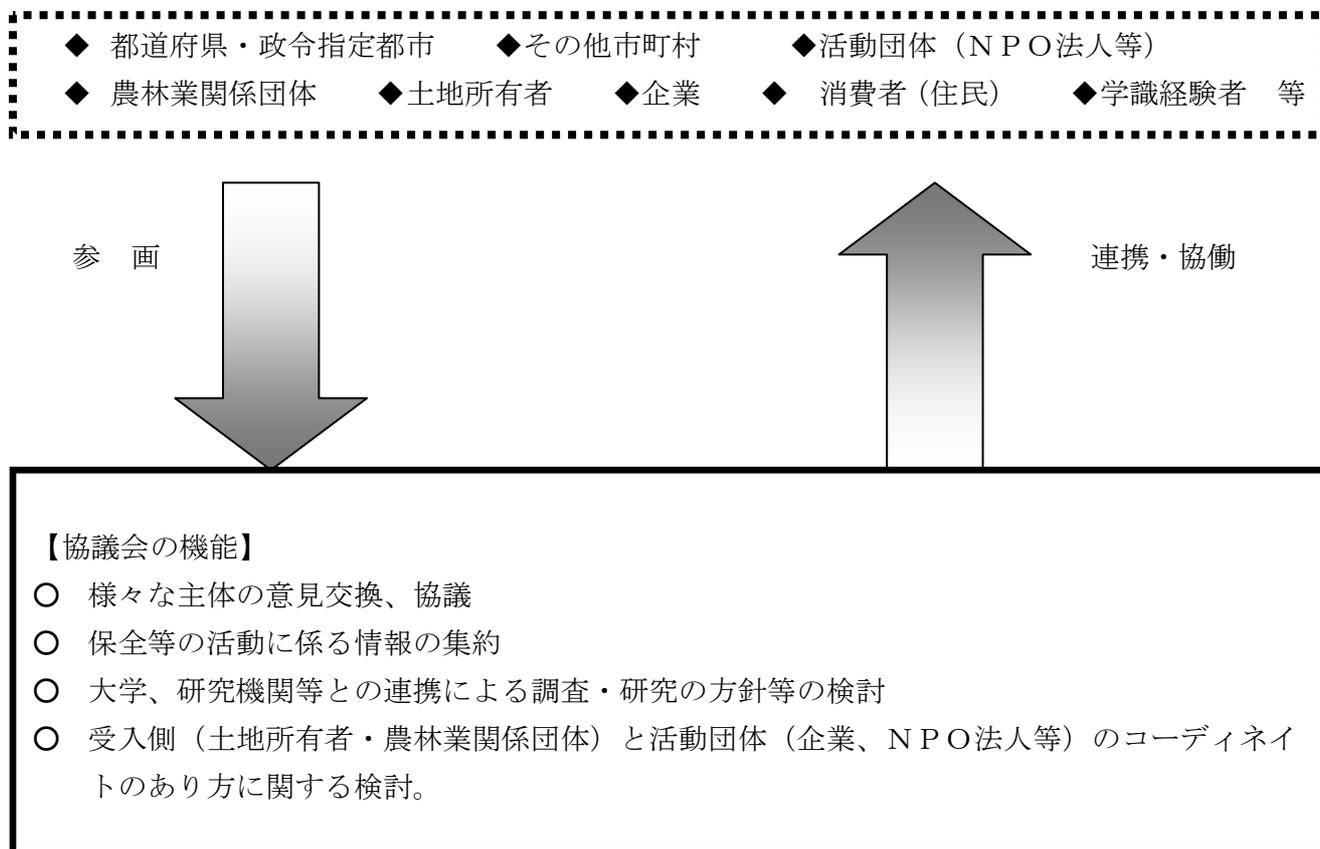
※◎: 共同管理を直接的に促進する仕組みや制度
○: 取り入れることで間接的に共同管理が促進される仕組みや制度

2. 取組の推進体制

(1) 地域の里地里山のあり方を検討する協議会の設置

地域の里地里山の特性に応じて、多様な主体との連携と協働のもとに保全や利用を促進していくため、これらの主体が参画して里地里山の望ましい共同管理のあり方や活動の現状・課題等について幅広く意見交換・協議し、方針を取り決めていく場として、下記のような「里地里山保全協議会（仮称）」の設置が望まれます。

里地里山保全協議会（仮称）の概念図（神奈川県のを参考に作成）



(2) 都道府県等によるワンストップ・サービス拠点の設置

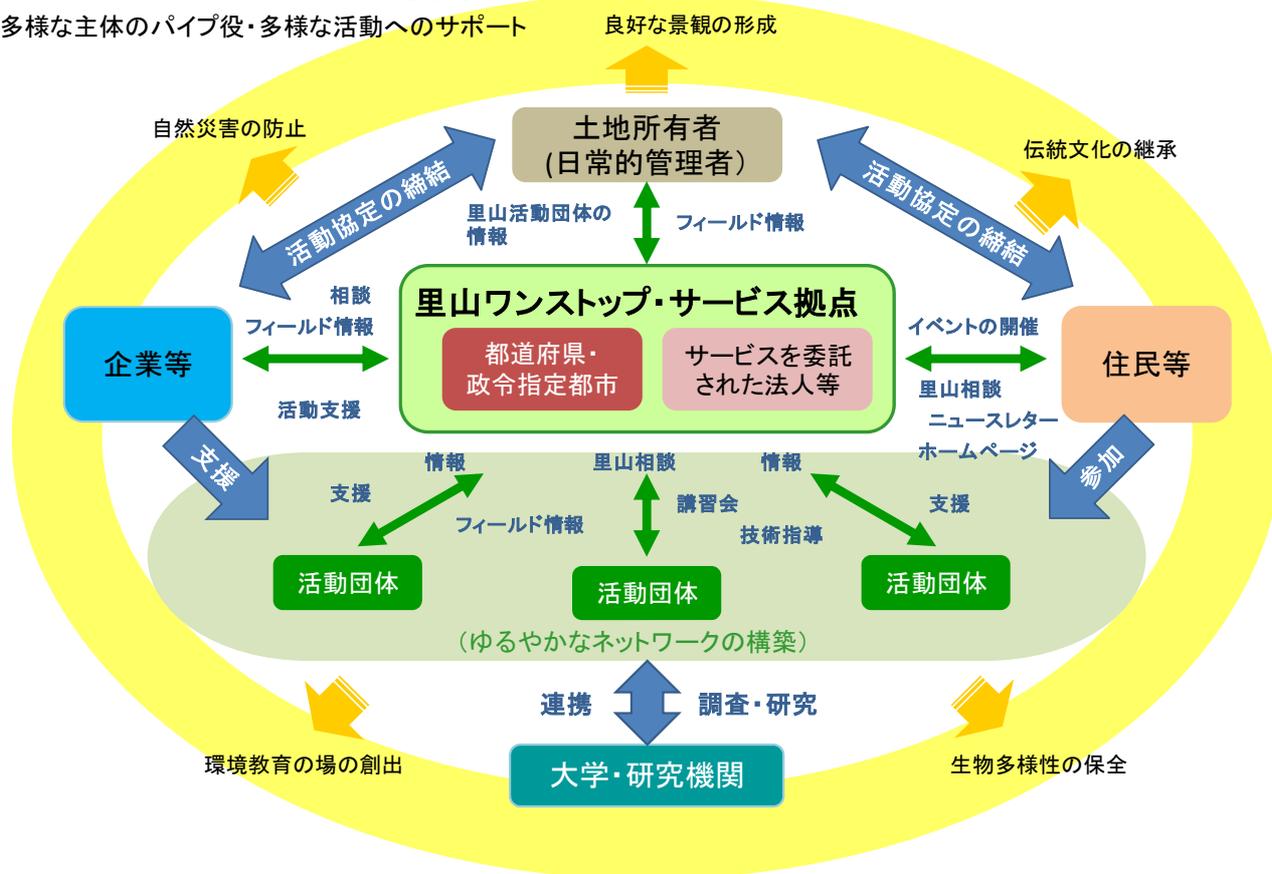
(1) で掲げた協議会の各主体間の連携を深め、活動の活性化を図るためのしくみづくりとして、都道府県等によるワンストップ・サービス拠点の設置等が有効です。担い手は、都道府県でも、財団法人やNPO法人でも可能ですが、地域内の里地里山に関する情報を集約して、土地所有者や活動団体、里山に興味がある企業、大学・研究機関、住民等、里地里山の保全に関わる主体間のパイプ役として、情報交換や支援、紹介等、活動へのきめ細かいサポートを行う拠点の設定が求められます。

ワンストップ・サービス拠点がこうして関係者を結びつけ、里地里山保全活動を推進することで、対象とする里地里山における、自然災害の防止、良好な景観の形成、伝統文化の継承、生物多様性の保全、環境教育の場の創出など、様々な効果が総合的に現われることが期待されます。

里山ワンストップ・サービス拠点の概念図（ちば里山センターの例を参考に作成）

ワンストップ・サービス拠点の役割

多様な主体のパイプ役・多様な活動へのサポート



【参考資料】 ※（作成途中）以下は作成の例

1. 共同管理の既存取組に関する参考事例

NO.	石川県
窓口・連絡先	環境部里山創成室 住所：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地行政庁舎7階 電話：076-225-1478、1469 FAX：076-225-1479 メールアドレス：satoyama@pref.ishikawa.lg.jp
取組の概要	平成23年4月に里山里海の利用保全という部局横断的な施策の司令塔として、また多様な主体と里地里海を結びつける取組の実働部隊として「里山創成室」を設置し、同年5月に多様な主体の里地里山を活用した前向きな取組を資金面から支援する仕組みとして、「いしかわり山創成ファンド」を創設。さらに同年8月には里山里海における新たな価値の創造を軸とした活動により保全利活用により生物多様性の保全と、地域活性化を目指す7つの重点戦略を掲載した「石川県生物多様性戦略ビジョン」を策定して、事業認証や人材育成等の総合的な事業を展開している。 また、森づくりについては農林水産部森林管理課、中山間地域活性化については、農林水産部農業政策課中山間地域振興室が関与している。
1. ボランティア育成・組織化	<p>いしかわり山ポイント制度（環境部里山創成室）</p> <ul style="list-style-type: none"> 里山の生物多様性に向け、その持続的な利用を通して里山の環境を維持するために、里山地域に暮らす住民だけでなく、様々な方々の参画も得て、里山づくりを行っていくことが必要となっていることから、県や市町、里山づくりISO認証団体等が主催する里山の利用保全活動の参加者に対してインセンティブとなる里山ポイントを付与し、そのポイントに応じた里山チケットを交付することにより、より多くの人々が、里山の利用保全活動に参画することを目的としている。 <p>（ポイント制度活用の流れ）</p> <ol style="list-style-type: none"> いしかわり山推進協議会が、県や市町、里山づくりISO認証団体等を対象に、里山ポイント交付対象活動を募集し、所定の要件を満たす里山の利用保全活動の実施団体に里山ポイントを交付。 里山ポイントを交付された活動の実施団体は、里山利用保全活動の参加者に対して、里山ポイントシールと応募はがきを交付。 活動参加者は一定の里山ポイントシールがたまったらはがきに添付して里山チケット（農産物直売所等で利用可能な金券）と交換。 里山チケットを使って石川県産の農産物や能登井等の地産地消につながる商品の購入や飲食代金の支払いに使用。
	<p>いしかわり農村ボランティア（農林水産部 農業政策課 中山間地域振興室）</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎化、高齢化が進み集落機能が低下した中山間地域の活性化のために、ボランティアとして中山間地域の集落活動に協力したい都市住民と、これらの県内ボランティアを受け入れる中山間地域の集落・地区組織を「いしかわり農村ボランティア」として組織化し、その協働活動を支援するとともに、当該集落・地区の住民とボランティアとの交流を促進する。 <p>（活動）</p> <ol style="list-style-type: none"> 中山間地域の農業生産活動の維持・増大に貢献する活動 中山間地域と都市住民との交流活動、その他多面的機能の確保工場に貢献する活動 中山間地域の活性化を図るために必要な活動 <div data-bbox="868 1621 1394 1989" style="text-align: center;"> </div>

いしかわ里山創成ファンド³(環境部里山創成室)

- 平成23年5月31日に県と地元金融機関で創設した基金(総額53億円)の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出、里山里海地域の振興、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発を行うことで、元気な里山里海地域の創成を図る。

(H24 年度採択事業例)

- 大野製炭工場:お茶炭を中心とした「柞(ははそ)の炭」ブランド化による能登製炭業活性化
- 加賀おしずし研究会:山菜きのこなど能登の里山資源を活用した魅力ある一次加工品の商品化

(基金の造成)

- 県と地元金融機関で基金を創設し、5年間の運用期間で 4500 万円の運用益を得る。

(「いしかわ里山づくり推進議会」と役割)

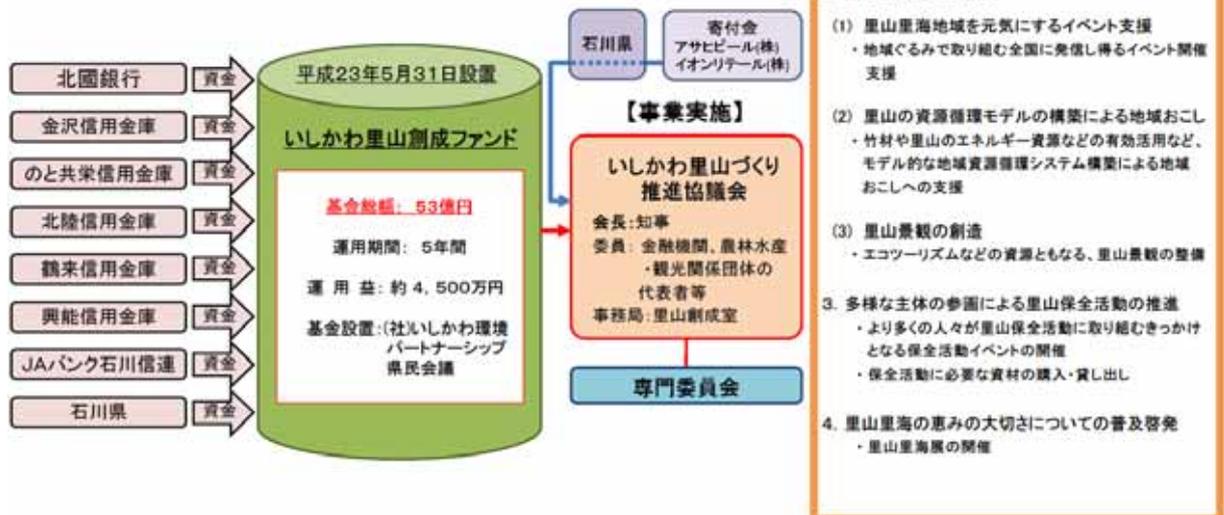
- 県、出資金融機関、関係団体、専門委員(他地域で先進的取組を行う実践者)から成る「いしかわ里山づくり推進協議会」(事務局:里山創成室内)を設け、「いしかわ里山創成ファンド」の運用益を活用した各種事業を実施する。

いしかわ里山創成ファンドを活用した里山里海づくり

<概要>

昨年5月に県と地元金融機関で創設した基金(総額53億円)の運用益等を活用し、里山里海の資源を活用した生業(なりわい)創出、里山里海地域の振興、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発等を行うことで、元気な里山里海地域の創成を図る。

■ スキームの概要



いしかわ版里山づくりISO(環境部里山創成室)

・ 石川県生物多様性戦略ビジョンの7つの重点戦略のうち、重点戦略2では企業、団体、教育機関、NPOなどの組織や地域の方々と連携し、里山の利用保全の取組を進めることを掲げており、その1つとして、企業をはじめ多様な組織や団体による里山の利用保全活動の取組を県が認証する「いしかわ版里山づくりISO」制度を設けている。

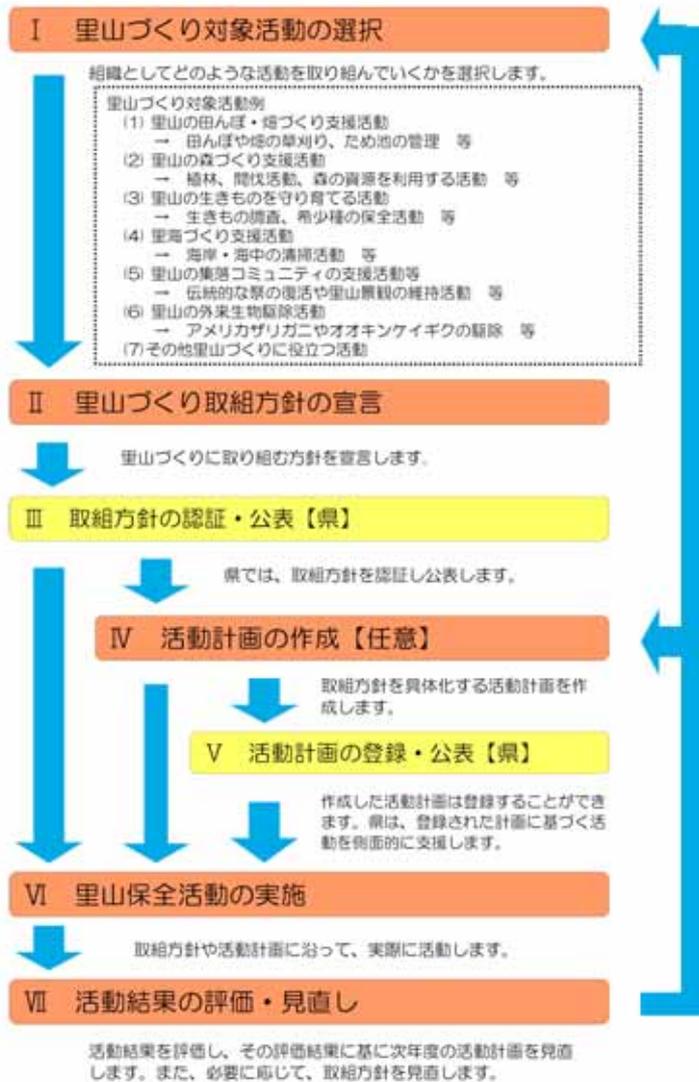
(特徴)

- ◇ 企業、NPO、学校、地域団体など、幅広い組織が対象
- ◇ 里山里海の幅広い利用保全活動に対する組織の取組方針を認証する制度であり、これから取り組まれる組織でも認証を受けることができる
- ◇ 認証手続きが簡素であり、また、認証のための費用は不要
- ◇ 認証を受けた組織に対して、県は側面的支援を実施

(認証のメリット)

- ◇ 地域の生物多様性の保全や地域振興、豊かな里山里海の継承につながる
- ◇ 社員や会員の皆様方の社会貢献活動の受け皿となる
- ◇ 顧客や取引先などからの社会的な信頼性が向上する
- ◇ 活動場所や活動ノウハウ等に関して、県のあっせんや支援を受けることができる

いしかわ版里山づくりISOのフロー図



5-3 事業等の認定・認証

助成財団・民間団体による市町村・関係団体向けの里地里山保全、管理に関する助成一覧 121029現在

助成団体名	助成事業名(※)	問い合わせ先
独立行政法人 環境再生保全機構	地球環境基金助成金	独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金部
公益社団法人 国土緑化 推進機構	緑と水の森林ファンド・公募事業	公益社団法人国土緑化推進機構
公益社団法人 国土緑化推進機構	緑の募金・特定公募事業「国民参加による 間伐及び間伐材の利用促進事業」	公益社団法人国土緑化推進機構
公益社団法人 日本フラワーデザイナー協	NFD one leaf fund	公益社団法人日本フラワーデザイナー協会
公益財団法人 イオン環境財団	環境活動助成先公募	公益財団法人イオン環境財団
公益財団法人 自然保護助成基金	ナショナル・トラスト活動助成	公益社団法人 ナショナルトラスト協会
公益財団法人 損保ジャパン環境財団	環境保全プロジェクト助成	損保ジャパン環境財団
公益財団法人 日立環境財団	環境NPO助成事業	日立環境財団
公益財団法人 緑の地球防衛基金	助成金 (株式会社セディナ「地球にやさしいカード」 助成事業と連携)	公益財団法人緑の地球防衛基金 地球にやさしいカード 係
公益財団法人 大阪みどりのトラスト協会	みどりづくりの輪活動支援事業 ※地域限定	公益財団法人大阪みどりのトラスト協会
公益財団法人 再春館「一本の木」財団	再春館「一本の木」財団助成制度 ※地域限定	公益財団法人 再春館「一本の木」財団事務局
一般財団法人 ブン・イレブン記念財団	公募助成・活動助成	一般財団法人セブン・イレブン記念財団
一般財団法人 セブン・イレブン記念財団	公募助成・自立事業助成	一般財団法人セブン・イレブン記念財団
一般財団法人 セブン・イレブン記念財団	公募助成・広域連携促進助成	一般財団法人セブン・イレブン記念財団
財団法人 日本環境協会	藤本倫子環境保全活動助成基金	財団法人日本環境協会 藤本基金運営管理委員会事務局
財団法人 日本環境協会	東京ガス環境おうえん貴金 ※地域限定	財団法人日本環境協会 東京ガス環境おうえん基金事務局
花王株式会社、 財団法人 都市緑化機構	花王・みんなの森づくり活動助成プログラム	財団法人 都市緑化機構 「花王・みんなの森づくり活動 助成」事務局
株式会社コメリ コメリ緑資金の会	コメリ緑資金 ※地域限定	株式会社コメリ内 コメリ緑資金 事務局
TOTO株式会社	TOTO水環境基金	TOTO株式会社 総務部 総務第二グループ
トヨタ自動車株式会社	トヨタ環境助成プログラム	トヨタ自動車(株) トヨタ環境助成プログラム事務局
パナソニック株式会社	Panasonic NPOサポート ファンド	特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金(EFF) Panasonic NPOサポート ファンド【環境分野】 協働事務 一般財団法人自然環境研究センター 信託基金事業部
公益信託 富士フィルム・グ リーンファンド	FGF助成(緑とふれあいの活動助成)	一般財団法人自然環境研究センター 信託基金事業部
全労済(全国労働者共済生 活協同組合連合会)	全労済地域貢献助成事業	全労済 総務部内 地域貢献助成事業事務局
街づくり夢基金	助成事業 ※地域限定	生活協同組合エスコープ大阪内 街づくり夢基金

※:どの事業も平成24年度現在の実施事業及び交付金であり、事業や制度の活用を検討する際は当該年度の募集要領等を確認の上、不明な点は各助成団体に問い合わせください。

3. 用語解説

全体にわたる用語の解説（必要な場合）